第２１期　国立市社会教育委員の会（第２３回定例会）会議要旨

平成２９年３月２８日（火）

［参加者］柳田、太田、牧野、坂上、川廷、間瀬、田中、佐伯、中野、倉持

［事務局］津田、井田

柳田議長　定刻を過ぎましたので、始めさせていただきます。

皆さん、こんばんは。２年にわたる第２１期の会も、残すところ本日を入れて２回ということになっております。

今回も、委員の皆様方にはお忙しい中、宿題をお願いしまして、修正、提出いただき、ありがとうございます。また太田先生には、お忙しい中ご指摘いただき、ありがとうございます。

それでは、第２３回定例会を始めさせていただきます。

まず本日の資料について、事務局よりご説明お願いします。

事務局　はい､資料の確認をさせていただきます｡議長からもお話がありましたが、この間、宿題ですとか、太田先生におかれましてはご指摘いただきまして、どうもありがとうございます。

資料の確認をさせていただきます。まず、本日第２３回定例会の次第。左側２つとじになっております資料１、答申原案の再々修正版となります。資料１－２としまして、同じような表紙なんですけれども、答申原案の太田委員の指摘事項になります。資料２といたしまして、答申原案第１章についての要望ということで、要望書が届いております。本日、またいつもにならいまして、最後でご紹介させていただくんですけれども、中身の議論の最後となりますので、こうした要望書がありますことを念頭に入れていただければと考えております。資料３といたしまして、平成２９年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会、定期総会の開催についての通知文でございます。資料４といたしまして、国立市社会教育委員の会会議規則でございます。

その他資料といたしまして、前回の議事録、公民館だより、図書室月報、とうきょうの地域教育でございます。漏れのある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

柳田議長　それでは、本日の議題ですが、答申原案の記述内容の確認ということになっております。原案の中身の議論をする最終回ということになりますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

まず事務局より、前回からの資料の修正経過や資料の見方について、ご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局　少し繰り返しの部分がございますが、前回の定例会後、まず担当部課に担当部分を修正していただきまして､その後､自分の担当以外の部分について、ご指摘を頂戴する期間を設けさせていただきました。その期間内に、太田委員から３章を中心にしましていろいろご指摘をいただきまして、そこも踏まえまして、担当の部分は、改めて修正を含めてご提出いただいたところでございます。それをまとめたものが、資料１となってございます。

資料１でございますが、２５ページ以降の参考資料の部分を含めまして、加えさせていただきまして、完成版を見据えまして作成させていただきました。まだできていないところは「おわりに」のところと、あとは目次ですとか、中身のところに執筆者が入っておりますけれども、これは完成版のときには削除させていただきたいと思っております。

あと、本日の議論が最終になりますので、コメントも入っておりますが、最終的には当然ですけれども、削除した形で完成版とさせていただきたいと思います。
こちらの資料1の見方でございますが、先日お送りいたしましたメールにも書かせていただいたんですけれども、太田委員からご指摘いただいた点がございまして、担当者が太田委員の指摘どおりに修正した箇所については、見え消しだったり、コメントにもなっておりません。また太田委員から指摘があった場合でも、少しですが異なる修正をした箇所については、細かいところではあるんですけれど、コメントをつけさせていただいております。また太田委員以外からもご指摘いただいた部分については、コメントの形で表記をさせていただいております。
今回、皆さんからコメントをいただいた中で、明らかな誤り、例えば文字が抜けているですとか、あと、点ではなくてカンマになってしまっているとか、そういったところにつきましては、明らかな誤りの修正ですので、見え消しにもコメントにもせずにそのまま修正しておりますので、ご了解ください。
また、この間なんですけれども、答申原案の文言の統一を図るために、今から申し上げる単語については、統一させていただきました。メールにも書かせていただきましたが、部署と部局の使い分けがございましたが、これは「部署」のほうで統一させていただいております。「さまざま」ですが、漢字と平仮名両方の表記があったところは、漢字に統一させていただきました。あと「しょうがいしゃ」につきましては、国立市では平仮名を使用していますので、平仮名で統一させていただいております。あと「仕組み」なども、漢字と平仮名とございましたが、漢字とさせていただいております。「一人一人」という表記は、漢字のところと、「一人ひとり」という表記が混在しておりましたので、こちらは「一人ひとり」という表記に統一させていただきました。あと英数字につきましては、表紙を除きまして半角に統一させていただいております。
こちらの統一については、資料1－2のほうでは統一はされておりませんで、資料1のほうをだけを統一していますので、ご了解ください。
資料の見方ですとか説明は以上でございます。

柳田議長　ありがとうございました。
本日の会議の進め方ですが、資料1のコメント部分を1カ所ずつ確認していきたいと思っております。再々修正版のほうですね。それで、太田先生からの指摘事項ということで、資料1－2。この中の指摘事項で、確認したい点や、これは事前に資料をお読みいただいていると思いますが、追加で修正すべき点、確認したい点などがございましたら、そこの箇所に来た際にご発言いただきたいと思います。
このような進め方で、最初から順にやっていくということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

柳田議長　それでは進めさせていただきます。資料1をごらんください。
まず1ページ目の「はじめに」ということで、間瀬委員からコメントが入っております。この点は不要ではということで、取ってよろしいですか。じゃ、この点は取ると。
次にその下、「その結果」からの文です。「国立市の生涯学習振興・推進計画は」、次を取って、「「学習権を保障するための計画」であり、「学習者であ

る市民のための計画」であり、「市全体が行う計画」ということであるという認識に至り」という修正案が出ております。これはいかがでしょうか。

太田委員　太田です。ご提案のとおり修正されたほうがすっきりするという印象を持っているんですが、国立市の生涯学習振興・推進計画というのはこれから立てるものなので、こういうものとしてつくっていくべきだというニュアンスが伝わる文章にする必要があると思い、修正後の文章にすると、既にある計画がこういう計画なのであるというふうなニュアンスが、ちょっと込められるように変化してしまうかなと思ったので、間瀬さんのご提案のとおりに修正するのであれば、最後、「「市全体が行う計画」であるという認識に至り」のところですけれど、「「市全体が行う計画」として作成すべきである」とか、そういうふうに修正する必要があるじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

柳田議長　太田先生からは、間瀬さんの「市全体が行う計画」の後、「作成すべきである」という。

太田委員　「として作成」。

柳田議長　「「計画」として作成すべきである」という認識にしたいということですね。これからは、作られるということで。

太田委員　ええ。

柳田議長　間瀬委員、いかがでしょうか。

間瀬委員　はい。よろしいかと思います。

柳田議長　ほかの委員の方々、いかがですか。
　そうしますと、まず間瀬委員からの修正ということで、「何のための計画かというと」を取って、その後「であって、誰のためかというと」を取って、「学習者である市民のための計画」にして、その後、青いところ。

太田委員　「であって」を「であり」に変えるというのも。

柳田議長　そうですね。「であり」にして、「「市全体が行う計画」として作成すべきであるという認識に至り」ということで、よろしいですか。

太田委員　「であり」というのは、ないほうがすっきりするかもしれない。どうでしょうか。

間瀬委員　はい。構いません。

太田委員　最後、「である」で閉じるのであれば、それでよさそうなんですけど。

柳田議長　そうですね。じゃあ、「である」は取ってよろしいですか。「「学習者である市民のための計画」「市全体が行う計画」として作成すべきであるという認識に至り」と。では、そのように修正ということで。
　それで最後のところです。「国立市生涯学習振興・推進計画にかかる」を、

「推進計画の基本方針に」ということ。こちらは「の」でよろしいですか。
（「はい」の声あり）

柳田議長　じゃ、「の」に修正ということで。「はじめに」は、これで進めてよろしいですか。
続きまして２ページ目に行きます。
ここは倉持委員のところですが、間瀬委員からご指摘があります。本計画とは何を指すかということです。また「で」は不要ではということで、倉持委員、いかがでしょうか。

倉持委員　はい。すみません、普段の仕事の癖で、「本論文で」とか、本何とかでっていう、「この文章」とか「この計画」を指すときにこういう言い方をする書き方に慣れているだけで、わかりづらいのであれば「この生涯学習振興」……、長いな。どうしよう。そうか、これは計画じゃないから、「この文章」のことを指したかったんですけど。

太田委員　であれば、「本答申」でもいいと思います。「この答申」でもいいと思いますけれど。

倉持委員　本答申か。そうか、答申ですね。「本答申では」、「この答申では」。

太田委員　「この」のほうがやわらかいですね。どうでしょう、どちらでもいいと思いますが。

倉持委員　「この答申では」で、いかがでしょうか。

間瀬委員　それで「で」を、「この答申では」じゃなくて、「は」のほうが。

倉持委員　「この答申は」、はい。

柳田議長　「本計画では」を、「この答申は」に修正ということで。委員の皆様よろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）

柳田議長　じゃあ、そのようにさせていただきます。

太田委員　すみません、今のところなんですが、主語が「この答申」というふうになると、この文章の最後、「策定するものである」というのも、計画を策定するというのに対応していたと思うので、修正が必要かなと思います。

倉持委員　それでは、「この答申は、市民一人ひとりの自発的・自主的な生涯学習活動を尊重しつつ、行政がそうした活動のための環境を整備することで、市民の生涯学習活動を支援することを目指すものである」、「目的とするものである」、「目指すものである」……。ぐらいでいかがでしょうか。日本語として通じますか。

柳田議長　「市民の生涯学習活動を支援することを目指すものである」で、よろしいですか。

太田委員　いいと思います。

柳田議長　「ために策定するものである」を修正すると。
　じゃあ、２）に移ってよろしいですか。西暦ということですね。ごらんのような事務局と倉持先生で相談し、ということですが、いかがしましょうか。これは、海外の出来事ということですので西暦表記となっていますが。

間瀬委員　はい。わかりました。

倉持委員　どちらでもいいと思います。

柳田議長　この会として、どのようにするかという。

倉持委員　わかりやすさで。

太田委員　全体を通じて、西暦と和暦を並べて表記するっていうルールになっていたんですよね。

柳田議長　そうですね。

太田委員　徹底させるなら項目文もというふうになると思いますけど、でも通常こういうところで和暦は使わないので。そうなると、和暦を併記している部分もそこまで全てそうする必要があるのか、っていうことになってしまうと思うんです。

間瀬委員　一般にどうしているか、僕、そういうの知らないんですが、それに合わせればよいと思うんですけど。こういうときの。

倉持委員　併記されてたほうが、わかりやすさはわかりやすいのかなと思うんですけど、ちょっと文字数が増えていいなら、大したボリュームじゃないのかもしれないですけど。

柳田議長　そろえるなら、そろえてしまったほうが。

倉持委員　そろえてしまいましょうか。

柳田議長　そうすると、その後に出てくる……。

太田委員　いや、和暦が先に出て、括弧で西暦なんですよね。全体の表記のルールとしては。ただ、ポール・ラングランが１９６５年にっていうのを和暦で表現するって、とても違和感があるんですけど。

間瀬委員　ちなみに3ページの右下に、もう一回ユネスコの別の会議の名前のところは、和暦が括弧とじで入っているんですよ。

太田委員　これはなってますね。そうですね。こっちだったら、まあ、そんなに違和感はないかなって。先に和暦で括弧で西暦っていうのは、これ、国立市の基本的な書き方のルールなんですかね。市の文書は大抵このようにつくっているという。

事務局　市の計画は、和暦だけのことが多いかと思います。前回の答申が、和暦がありまして、括弧して西暦併記でやっていましたので。

柳田議長　国内外問わずですか。

事務局　海外のは、すみません、分かりません。

太田委員　前回って、前期、２０期の。

事務局　はい。

太田委員　多分あまり中身に登場してこなかったような、こういう問題が出てこなかったんだと思うんですけど。

事務局　３ページの上から２行目のような形で、書かれていました。

柳田議長　どうしましょう。これ、海外の出来事なので、海外の出来事も和暦があったほうがわかりやすいのであれば、和暦の併記というのはいいかなと思うんですが、先ほどおっしゃったようにそういうのはなかなか見ないということでしたので、海外のものは西暦だけにしてしまうというのも、一つあるのかなと。いかがでしょうか。

太田委員　それでいいと思います。海外の出来事は西暦のみにする。

柳田議長　それでは、海外の出来事は西暦のみということでよろしいですか。
　そうしますと、２ページのこの西暦部分は、このまま生きということです。
　一番下、Ａ１２ですね、「採択」で切れているのは「採択され」としてはということですが、いかがでしょうか。

倉持委員　はい。結構です。

柳田議長　よろしいですか。では「採択され」ということに修正いたします。
　そうしますと次は、３ページの３）学習権の保障のところで、「国際的には、１９８５」で、和暦が今度入っている。

倉持委員　これを取るってことでしょうかね。

柳田議長　そうですね。「（昭和６０）」を取るということですね。
　それで、その下の「本計画」。

倉持委員　を、「この答申は」。

間瀬委員　それ、おかしくないですか。

倉持委員　本当だ。そうですね。確かに。ちょっと大上段に構えてる感じが。この３行そのものを取るっていうのも、一つの選択肢かなと思っているんですけれども。第１章が全体的に長いというご意見をいただいているのと、確かにこうやって読み返してみると、ちょっと冗長な部分もあるなと思うので、あ

くまで１章のところは淡々と、事実を中心に書いていくということもいいかなと思っているんですけれど。学問の自由は少し……、学習権の保障と、ここではそこまで最重要というような中身ではないような気がしますので、「この「教育を受ける権利」は」という最初の段落の４行を残して、「学習権の保障とともに」から、「管理し制約するものではない」までは削除の提案を、再提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

柳田議長　倉持委員から、３ページ目の「学習権の保障とともに」から、次ページの１行目、「管理し制約するものではない」を取ってしまってもいいのではないかということですが、いかがですか。

（「はい」の声あり）

柳田議長　じゃあ、ここは全て取るということで。

倉持委員　すみません、もう１カ所。少し戻るんですけど２ページ目の１）生涯学習の基本的性格の、「生涯学習とは」という文章のところで、少し長目の段落があると思うんですけれど、この部分の後半もやや、何というか、普段の仕事の癖が出ている感じの文章になってしまっていて、ここでは要らないかなと思う部分ですね。それはどこかというと、ちょうど真ん中ぐらい、「乳幼児、子ども、青少年、成人、高齢者などあらゆる世代」が、というところまででいいかなと、読み直して。「さらに」から、「１９８０年代から取り入れられた考え方である」という部分は、やや解釈みたいなところがちょっと入っているので、その前の多様な、フォーマル、ノンフォーマルというものであるという部分と、いろいろな世代を対象としたものであるという、一般的な性格や理念をあらわすところまでで十分かなと思うと。すみません、今さら言って申しわけないんですけれど。

　もう一度言いますと、「生涯学習とは」の段落の、「さらに、生涯学習の概念の重要な要素として」から、その段落の最後「学校教育・社会教育などの教育システム全体を総合的に見直すため、１９８０年代から取り入れられた考え方である」という、７行を削除してはどうかという提案です。

柳田議長　はい。倉持委員から１）の真ん中のところですね、「さらに」から「１９８０年代から取り入れられた考え方である」、ここを削除してはどうかということですが、いかがでしょうか。

太田委員　「さらに」からの１文と、「強制ではなく」からの１文は、私は残すのがいいのではないかという気がするんですけれど。いかがでしょうか。

間瀬委員　先ほどの「本計画では」の最終段落で、自発性の話が出てくるので、上の部分を取ると、急に出てくるイメージになるんですよね。だから、そこととの調整をしないといけないのかなと思いましたけど、どうでしょうか。残すか、もう少しまとめるかして、最終段落をこのままに、さっきの修正はもちろんした上で。

倉持委員　それでは、少しこの部分ニュアンスが強い表現になっているので、さらに……。それでは「さらに、生涯学習の概念の基盤をなすのは」、「なしている」のかな、「自発的意思に基づくものであるということである」、ぐらいでどうでしょうか。

　ちょっと口で言ってるからおかしい。

太田委員　「さらに、生涯学習の概念の基盤をなしているのは、自発的意思」……。

倉持委員　誰の自発的意思かわからないか。

太田委員　「学習者の自発的意思」、「基盤をなす」っていうのと「基づく」っていうのが、意味が重複するのがちょっと気になるんですね。

倉持委員　ほんとですね。

太田委員　「生涯学習は、学習者の自発的意思に基づくものであることを忘れてはならない」だと、まだ少し強いのかね。

倉持委員　いえいえ。シンプルでいいですね。「生涯学習は、学習者の自発的意思に基づくものであることを忘れてはならない」。

柳田議長　そうしますと、「さらに」というのは入れる。

倉持委員　そうですね。接続詞なんで。「またさらに」っていう感じでいかがでしょうか。

柳田議長　「さらに、生涯学習は、学習者の自発的意思に基づくものであることを忘れてはならない」と。で、それ以下は削除と。

倉持委員　はい。

柳田議長　いかがでしょうか。

坂上委員　よろしいではないでしょうか。

柳田議長　じゃ、そのように修正ということにさせていただきます。

倉持委員　ありがとうございます。

柳田議長　それでは４ページをごらんください。（２）の１）のところ。Ａ１４からですが、前ページと表現を統一？

倉持委員　括弧で土曜会か、ただの土曜会かということですよね。

間瀬委員　そうです。

倉持委員　あんまり括弧が多いと。国立婦人の会は括弧入っていないし。括弧なしでいいですか。

柳田議長　括弧なしでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

柳田議長　じゃあ、括弧を取るということです。

間瀬委員　あと、そこの最初に出てくる土曜会の手前で、「文教地区指定され」というところは、「に」があったほうがいいと思ってたんですけど。「文教地区に指定され」っていう。まあ、どちらでも通じればいいかとは思うんですが。

倉持委員　「その結果、昭和２７（１９５２）年に文教地区に指定され」ですか。

間瀬委員　はい。

柳田議長　「文教地区指定」を、「文教地区に指定」と入れると。

倉持委員　そうしたらその前の、「昭和２７年に」の「に」を取って、「その結果、昭和２７（１９５２）年、文教地区に指定され」、その後また「に」が出てくるので。

柳田議長　じゃ、「昭和２７（１９５２）年」、「に」を取って「、文教地区に指定され」と。

太田委員　あと、同じ段落だと思うんですけど、浄化運動と文教地区指定運動に括弧がついているんですが、１）の最初の文章だとついてないんですよね。

間瀬議長　１行目ですね。

太田委員　１行目です。はい。

倉持委員　じゃあ、これもかぎ括弧は取ってもいいかなと。

太田委員　何となく浄化運動というのは、かぎ括弧付で表現したい気はするんですが。ちょっとあるニュアンスが含まれていると思うので。そうであれば、最初に登場するところから、括弧をつける、両方ともそのようにしてもいいと思うんですけど。

倉持委員　それでは、１）の最初の段落のところを「浄化運動」。で、上から５行目の「浄化運動」もそのまま、その下の７行目の「文教地区指定運動」は、かぎ括弧を取る。

柳田議長　文教地区指定運動も取ってしまうと。

倉持委員　はい。文教地区指定運動は括弧を取る、浄化運動は括弧をつけるということで、お願いします。

柳田議長　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

柳田議長　それで、Ａ１６です。「開館することになった」でとめてはどうかと。

倉持委員　はい。結構です。

柳田議長　では、「のである」は取るということで。
次は、「中央図書館」と「くにたち中央図書館」という。

倉持委員　じゃあ、正しいほうで。正式名称を、すみません、今さら。

柳田議長　では、こちらは正式名称で。では「くにたち」を入れる。
それではＡ１７のところは、平仮名ですね、「くにたち」を入れるということですか。

太田委員　正式名称。平仮名で「くにたち」なんですか。

川廷委員　おそらくそうです。

太田委員　失礼いたしました。

間瀬委員　どの程度正式名称化するというのが本当で､例えばその下の２)の中に、総合体育館とか芸術小ホールとありますけど、芸術小ホールも正式名称じゃない、くにたち市民芸術小ホールなので。公民館も出てきたりするんですけど､普通に聞けば公民館は１館しかないのでそこしかないということで､「公民館」だけでいいというのもあるので。

倉持委員　芸術小ホールの部分はぜひ正式名称にと思いました。それから、公民館って出てくるところは、例えばさっきの１）の最後の段落のところ、「その後、公民館に次ぐ社会教育施設としてくにたち中央図書館を開館するのは」というところは、どっちでもいいかなと。

太田委員　最初に正式名称を載せたら、あとはちょっと略してもいいかもってことですよね。

倉持委員　そうですね。はい。

間瀬委員　それなら、括弧で「以下、芸術小ホールとする」とかいうのが、この答申全体で最初に出てきたところでやっておけば、それでいいと思います。

柳田議長　そうしますと、１）の最後のところが「公民科に次ぐ社会教育施設として」、ここがくにたち中央図書館は最初で、「くにたち中央図書館（以下、中央図書館とする)」ですか。で、このままいくと、２）のところ、「昭和４９年５月に中央図書館が」ということになるわけですね。「くにたち」を取ると。
そうしますと、その後の芸術小ホール……。

間瀬委員　最初の初出のとき正式名称にして、括弧とじで以下、芸術小ホールとするとして、残りはそうする。公民館、総合体育館、郷土文化館に関しても全部そういう形にして、初出は正式名称で、以下、総合体育館とする、郷土文化館とするというふうにしたほうがいいかなと。

柳田議長　そうすると、最初に出てくるのは大体ここら辺ですよね。

間瀬委員　そうですね。

柳田議長　じゃあ、そこら辺を確認していきたいと思います。まず、公民館が一番最初に出てくるのが。

間瀬委員　おそらく２）の１行目でいいと思いますね。その前、「昭和３０年に国立市公民館が開館することになった」のところが多分、正式なものだと思うんですけど。ここでもいいんじゃないですか。

柳田議長　じゃあ、「その後」の前のところですね。「提出された結果、昭和３０年に国立市公民館（以下、公民館）」と。

事務局　そのあたりは検索したほうが早いと思うので、事務局のほうで。

柳田議長　わかりました。じゃあ、そのような形でお願いします。

間瀬委員　公民館に関しては、一般用語と国立市公民館と、両方になってしまう場合がありますよね。どちらを指しているのか、文脈で読めるとは思うんですけど。全体を見回して、特にその読み間違いとか、そこが重要になることがなければ「公民館」でいいとは思うんですけど、どうですか。

太田委員　明らかに固有名詞として言及されているときには、それとわかるように文脈によっては国立市公民館と明記するとか、したほうがいいかもしれないですね。

間瀬委員　明らかにその場面で国立市公民館のことを指す場合は、国立市を入れるべきだと判断したら、そうするということで、じゃあ、お願いして。

柳田議長　わかりました。

太田委員　そういうのは、多分全体の最後の調整のときに、こちらでやったほうがいいですよね。そこまで事務局にお任せすると、ちょっと負担が増え過ぎて申しわけないので。

事務局　最後にご説明するつもりだったんですが、一旦修正をして、もう一回皆さんに見てもらいたいとは思っていますので、そのときに違っていたらご指摘いただくということで思っております。

柳田議長　ありがとうございました。
　続きまして５ページのところ、Ａ１９、「と示された」でとめてはどうかという。

倉持委員　はい。結構です。

柳田議長　よろしいですか。じゃあ、取るということです。
　５ページ、６ページ、７ページはご指摘がございませんでした。

倉持委員　前回提出したのより大分、事務局とも相談して重なったところを、特に第５期基本構想と第１次基本計画は二重であったところを、基本構想だけにして、第１次基本計画のところは４行で済ませて、ここで大分削ったつもりです。
　それから３）主な事業のところも、一個一個説明があったので削って、項目だけにしたんですけれども、それでもどうしても、生涯学習課の持ってい

る活動と、公民館、図書館で具体的にやっている事業がこうやって出ているので、どうしても１ページ半ぐらいにはなってしまったんですけれども。もっと削ろうと思えば、さらに大きな、例えば３）の「○生涯学習活動　Ⅰ社会教育推進の取り組み」その後の１、２、３、４、５、６、７は削って、Ⅱ文化財保存　Ⅲ成人式、というふうにもできるんですけど。そうすると大分中身は見えづらくなってしまうというデメリットもありまして。現行どんなことを社会教育、生涯学習行政として国立市がやっているか示すのだとすると、今ぐらいのほうが中身はわかるという感じなんですけど。もっとスリム化したほうがよければ大枠だけにする、詳細もわかったほうがよければ今のままというところで、ご意見いただければ幸いです。

事務局　７ページですが、倉持先生と相談して消し忘れたところがございまして、四角の中の下から１０行目ぐらい、公民館活動の取り組みのⅤで、文章が残ってしまっています。「市民が安全かつ快適に」というところは、削除でお願いいたします。

柳田議長　まだまだまとめることはできるんですが、現行どのようなものが行われているのか、見えづらくなるということで、これでも倉持先生がコンパクトにまとめてくださっていますが、いかがですか。この状態で進めていいか、それともローマ字だけにしてしまうか。

太田委員　残したほうがいいと思います。具体的なことについて、詳しく触れている箇所ってないので。

柳田議長　いかがでしょうか。
　では、倉持先生の原案のままということで、進めてよろしいですか。ありがとうございました。
　それでは８ページをごらんください。太田先生からのご指摘で、ちょっとご説明いただきたいと思います。

太田委員　この参考の四角の中身で、黄色いマーカーになっているところなんですけど、本文ではウエブサイトという表記になったので、この「ホームページ」「ＨＰ」というのを修正しようという話が前から出ていたと思うんですが、で、ちょっと修正案をつくってみようかなと思ったんですけれど、確認したほうがいいのかなと思いまして。例えば１番、市役所、くにたち市報があって、ＨＰとありますけれども、ここ、マーカーが漏れていますが、これは国立市のウエブサイトということですよね。

田中委員　田中です。そうなんです。その前にごめんなさい、幾つか。名前を間違えていまして、市報くにたちでした。申しわけありません。その下の公民館も、くにたち公民館だより。ごめんなさい、これは固有名詞なので、入れたほうがいいですね。公民館は公民館で、今のお話でいいと思うんですけど、くにたち公民館だよりでした。もう一つ、川廷さんに伺いたいんですが、図書館報の名前は、いんふぉめーしょん。

川廷委員　いんふぉめーしょんですよね。

田中委員　そうすると、「図書館報いんふぉめーしょん」という言い方でいいですね。

川廷委員　ちょっと確認します。

田中委員　ごめんなさい、ここ、私も図書館報とだけしか入れてませんが、固有名詞でいうと「くにたちのとしょかん　いんふぉめーしょん」というタイトルがあります。その３点を入れました。申しわけありません。
　それで今の話に戻りますと、いただいたご指摘のとおり、ＨＰをウエブで統一してはいかがでしょうか。本文のとおりに。

太田委員　そうなると、このホームページというのをそのままウエブサイトというふうに置きかえるということで。

田中委員　「ＷＥＢ」だけでもいいのではないかと思いますが。

太田委員　なるほど。ＷＥＢにする。

田中委員　それが公民館にもウエブサイトはあるという、意味なんですけど。公民館もウエブサイトはあるので。それは、次に「市役所トップページにバナー」と入れたのは、市役所から入れるかどうかを明示したかったので。

太田委員　それは市役所のウエブサイトから入れる。

田中委員　入れるところと入れないところがあるということを、ここに書いているつもりなんですけど。なので、私の考えた案でいうと、「市役所トップページにバナー」というのは、もしよければ生かしていただいて、「市役所トップページにバナーなし」というところは、「市役所トップページ→下段関連施設リンク→外部リンク」みたいに修正するのはいかがでしょうか。
　要するにここで言いたかったのは、公民館と図書館は市役所トップページを見れば、そこに公民館、図書館というのがあって、そこから入ることができるんですけど、農業情報とか、芸小ホール、体育館というところで行われている学習情報は、バナーがないので、トップページから一番下の「関連施設リンク」というところをクリックして、さらに外部リンクに飛ばないと、行けないのです。これ、またきのう確認したんですけど、要するに飛ぶまでに１回、２回、３回行かなくちゃいけないので、指定管理者団体でありながら、とても入りづらくなっているということを表示したかったのです。

間瀬委員　ここで何を言いたいかがちょっとわかりづらくて、学習情報の発信状況であれば、おそらくウエブサイトのあり、なしぐらいだと思っているんですね。これはアクセスのしやすさとかいう部分の話なので、どこまでここにそのことを盛り込むか。

田中委員　この参考というのは、本文の真ん中あたりにある「各ＷＥＢサイトを個別に探さなければならず、自分に合う情報にたどり着くことが容易ではない」ことについてですが。

間瀬委員　ここをぱっと見た人が、市役所のトップページにバナーがあるとか、なしがどういうことを意味しているのかまでは、読み取れないと思うんですよね。今おっしゃったことはすごく、言葉の説明を追加しないと、何のことを言っているんだろうとなりそうな気もしますよね。
　あくまでも参考の情報なので、その程度でもいいというような載せ方であ

れば、構わないんですけど。

倉持委員　私も確かにここが何をあらわすのか､難しさはあると思うんですけれど、基本的には間瀬委員がおっしゃったみたいに、どこがどういう媒体で発信しているかというのをまず書いて、例えばこの四角の中の矢印というのを、市役所は今の２つ、公民館は公民館だよりとウエブサイト、図書館は図書館報とウエブサイト、５番のくにたち文化・スポーツ振興財団はオアシスとウエブサイト、社会福祉協議会は広報紙とウエブサイト、ＮＰＯ及び市民活動はプラムジャム通信とウエブサイト。で、その下に、注だか米印か何かをつけて、上記のうち公民館、図書館は市役所トップページにバナーありとか、それ以外は市役所トップページにバナーはなく、かつ何番と何番はリンクも張られていないとか。何かそんな感じで書くとか。

　課題のほうが見えればいいんですよね、多分ここは。だからその課題が、リンクが張られていないとか、役所のホームページからたどり着けないとかいうことがわかれば、多分いいと思うので。何が発信されていて……。

田中委員　意味がわかりました。なので、紙媒体とウエブということは既にそれぞれあるので、城山さとのいえも、「さとのいえ通信」というのが発行されましたので、ありますので、ここ、ちょっとやり直したいと思いますが。

倉持委員　自分のところで発行しているものと。

田中委員　紙媒体とウエブというのを書いて、欄外に。

倉持委員　役所のウエブサイトから、どうリンクされているかということを示す。されている、されていないを、まとめで示す。

田中委員　はい。

間瀬委員　見ればわかるんですが、公民館だよりや市報くにたちに関しては、広報紙という言葉がないんですよね。頭に。そういうのをつけておくと、紙媒体のことを指し示しているのと、ウエブサイトというのを、下のほうは広報紙「オアシス」とか、広報紙「まごころ」となっているじゃないですか。そのあたり統一表記することと、広報紙という言葉が前についていたほうが、アナログといいますか、それとインターネットの区別がつくのでいいのかなと思います。

　あと、城山さとのいえのところに「(農の学習施設)」とありますが、これは農の学習施設ということでよろしいんですか。私は、城山さとのいえが実はこういう、学習施設だったんだって、今、驚いた次第でして。

田中委員　そうです。

間瀬委員　そうなんですね。

田中委員　学習施設だと思います。今、ウエブページで確認しますが、農の学習施設として建てられました。

間瀬委員　であれば、そういうふうにしていいと思うんですが、そこをちょっと確認の上、掲載ということで。

柳田議長　では田中委員、こちらで修正をお願いします。

田中委員　はい。また原稿を提出いたします。

柳田議長　それでは９ページに移ってよろしいですか。
　２）はご指摘ございませんでしたので、（２）の３)、「学習支援も重要である」を、「サポートも重要である」というご提案ですが、いかがでしょうか。

中野委員　これは、１８ページだったと思うんですけど……、失礼しました、ほかのところで、ボランティアなんかを牧野先生が書かれていたところで、ボランティアなどに対しての支援というような、そういうのも学習ということで書かれていたんですよね。

倉持委員　１８ページの下のところですか。１８ページの下から１９ページにかけて。

中野委員　そうですね。はいはい。それと、どうしようかなというところで、そのままなんですけど。文面からするとサポートのほうがわかりやすいんですが、サポートするというか、支援してもらうといいますか、それ自体が学習なんだというような話が、この会でもあったような気がしたものですから、そのままになっているんですけど。いや、これはサポートのほうがいいよということでしたら、そのようにしたいと思いますけど。

間瀬委員　支援者に対する学習支援ということが､ちょっとわかりづらかったので、実は支援者という言葉も変えるという可能性もあるし、そこが、どういうことかなと思ったので、何の支援かというのがちょっと読みづらかったので、明確にするためにこのあたりを修正したほうがよいのではないかと思った次第です。

倉持委員　そうしたら、例えばですけれども､「「いじめ」「不登校」「ひきこもり」等は、その要因と求められる支援が一様ではないことを考えると、当事者や支援する人々の学習や学習の機会、場の提供も必要である」と、そんなような。だから本人とかそれを支える人たちに、学ぶ機会、学ぶチャンス、学ぶ場みたいなのを提供する必要があるみたいな。多分ここでは、福祉的な支援というよりは学びの支援のことを言っているので、中野委員がおっしゃること、意図はすごくよくわかるので、そんなように書き直してはいかがでしょうか。

柳田議長　そうしますと､倉持先生の､「支援が一様ではないことを考えると、当事者や支援する人々」ですか。

太田委員　当事者はいいような気がするんですけれど、支援する立場にある人々の学習も支援する、ではだめですかね。

柳田議長　「支援する人々の」。

太田委員　「支援する立場にある人々の学習を支援することも重要である」。ここの

文章は、求められる支援がさまざまであって、支援者と呼ばれる人も試行錯誤しながら、いろいろと模索をしている。そういうときに、何か関連して学べる機会があればサポートになるんじゃないか、そういうことですよね。

中野委員　はい。

柳田議長　そうしますと、「一様ではないことを考えると、支援する立場にある人々の支援も重要である」。

太田委員　「学習を支援することも重要である」。支援する人々の学習支援っていうふうになると、また意味がわからなくなってくるので。誰の何を支援するのかっていうところをちょっと明確にすると、「支援する立場にある人々の学習を支援する」でもいいですし、さっきの倉持さんのご意見だと、「支援する立場にある人々の学習機会を充実させる」っていうようなことでもいいかと思いますけど。

柳田議長　中野委員、いかがでしょうか。

中野委員　はい。

柳田議長　どちらで。

中野委員　どっちがわかりやすいでしょう。「支援する立場にある人々にも学習を支援することも重要である」、そういうニュアンスでよろしいですかね。

倉持委員　いいと思います。

柳田議長　そうしますと、「支援する立場にある人々の学習を支援することも重要である」。

中野委員　はい。

柳田議長　ほかの委員の方々、いかかですか。

坂上委員　要するに、支援の仕方を学んでもらう機会が重要だってことなんでしょうか。

倉持委員　課題そのものを学ぶことも大事だろうし、仕方も含まれるだろうし、社会背景みたいな、いろいろ含んでるってことなんじゃないでしょうかね。親御さんなり、仕事についている人なり、いろんな人っていう。だから広い意味でいいんですよね、多分ここは。ですよね。

中野委員　はい。

柳田議長　じゃ、よろしいですか。
　４）ですが、「子ども達」の「達」は要らないのではないかということです。佐伯委員、いかがでしょうか。

佐伯委員　確かに要らないかもしれないです。その上の行も、下を残すなら、上に

も「達」を入れたほうがいいのかなというふうに思いましたので。よろしければ取りたいと思います。

柳田議長　はい。じゃあ、「達」を取るということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

柳田議長　続きまして１０ページに行きます。５）ですが、ここは私がコメントを入れたんですが、「文化、芸術、スポーツ」を中黒にするか、しないか。その下で中黒になっているところと、そうじゃないところがあるので。これを一くくりとしてしまうと、中黒のほうがいいのではないかという感じがするんですが。

佐伯委員　私もそう思います。統一したほうが。

柳田議長　じゃ、中黒でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

柳田議長　そうすると、その下もそうですね。１行目です。中黒に統一ということで。

坂上委員　いっそ中黒なくても、「文化芸術」って、四文字熟語にしちゃうって。

事務局　いや、一応、国立は分けてるんですよね。文化・芸術っていうことをよく。なので、これは分けたほうがいいと思います。

柳田議長　坂上委員、よろしいですか。

坂上委員　はい。

柳田議長　では中黒ということで。じゃ、６）に行きます。これは先ほどのところですね。土曜会は。

倉持委員　括弧を取りました。くにたち婦人の会も取りました。

柳田議長　で、浄化運動はそのままですね。

倉持委員　はい。

柳田議長　で、文教地区指定運動は。

倉持委員　括弧を取りました。

柳田議長　取ったんですね。じゃ、それに合わせるということですね。土曜会はかぎ括弧を取って、くにたち婦人の会も取ると。
次に「まち」ですが、間瀬委員がマークと。

間瀬委員　あるいは、これは「国立には」でいいんじゃないかと思うんですけど、どうなんですか。ここに意味があるのであれば。

柳田議長　牧野委員。

牧野委員　ということで歴史的な背景の中で、いわゆる国立って、南北だったりというところがあって、そういう意味での「まち」にはしたんですが。ただ、そこはあんまり含まないほうがいいかなということであれば、カットしてしまっていいかなと思っています。

太田委員　なるほど。

牧野委員　はい。

太田委員　地域性をやや特定するような形のニュアンスが入っていると。

牧野委員　はい。それを入れたほうがいいかどうか。

倉持委員　物理的なまちという意味だけでなくて。

牧野委員　ええ。そこです。

倉持委員　なるほど。

牧野委員　ただ、あんまり出ると、いけないのか、いいのかっていうのがあるんですけど。

太田委員　今の表現が、そこまではちょっと伝わりづらいような気も。説明いただけると、なるほどとわかるんですが。

牧野委員　じゃあ、そうしたらシンプルに。カットで。そのほうがすんなりいくと思います。やっぱり意図が通じないのであれば。

間瀬委員　最終的にはどう修正するか。

間瀬委員　「国立には」の「まち」を取って。いかがでしょうか。

柳田議長　よろしいですか。

太田委員　いや、この前は「国立市においては」っていうふうにしてましたよね。

間瀬委員　そうですよね。

牧野委員　そうすると「国立市には」。

太田委員　「市内には」でもいいかもしれない。

牧野委員　重なります？

倉持委員　それか、思い切って「これを契機に多くの一般市民による」。

牧野委員　そこを全部カットで。「これを契機に」で、「多くの」。はい。

間瀬委員　「一般住民」という言葉があるんですが、「住民」でいいんじゃないですか。だめですか。

牧野委員　「住民」で結構です。

太田委員　ただ、全体的には市民という言葉を。

倉持委員　一般じゃない住民なんか、いないか。

田中委員　ただ、このころはまだ、国立は町なので。国立町で市になっていないので、市民とは言えないです。

太田委員　じゃあ、住民ですね。

柳田議長　そうしますと、「へとつながった。また」、「また」は必要ですか。「また、これを契機に多くの住民による」。「国立の「まち」には」をまず取って、「一般」を取る。「多くの住民による団体が組織され」。で、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

柳田議長　それでは８）。

牧野委員　ご指摘をいただいて考えたのが、ちょっと言葉が重なってしまうんですけど、「ボランティア・市民活動に参加する市民にとってのさらなる学びの充実」は、いかがでしょうか。

柳田議長　太田先生の指摘を受けてということで、「ボランティア・市民活動をしている方々」を、「市民活動に参加する市民にとっての」に修正という案が出ておりますが、いかがですか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

柳田議長　それでは１１ページ。（３）になりますが、コメントのＡ２７、「積極的にマッチングしていく体制が」の後の「今こそ」が不要ではというご指摘です。坂上委員、いかがでしょう。

坂上委員　いいんじゃないですか。取って。

柳田議長　そうしますと、「体制が求められている」ということですが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

柳田議長　じゃ、「今こそ」を取ると。

続きまして（４）の９）のところですが、間瀬委員のマークと、私のほうは「市内に１館なので」を、「１館しかないため」に修正してはどうかということですが、間瀬委員のマークは。

間瀬委員　ここがちょっと、文章としてすっきりしない文章だなと。最初に「公民館」という言葉が出てきて、次に「社会教育施設の公民館」という言葉が出てくるんですが、もっとシンプルにならないかなという。そして「なので」

というところも気になっていたので、柳田さんと同じく。ただし、「しかないため」というような価値判断みたいなのは、どこまで入れるべきかなと。この方針全体としては、公民館の数が１館では物足りないというニュアンスが入ってはいるんですけど、ここではどこまでそれを、「しかない」とかいうことを入れるかが、僕なりに修正表現までは思いつかずで。最初に言った「公民館」「社会教育施設の公民館」というところに関して、重なりも含めて、何かもうちょっと書きかえていただけたらどうかなと思ったので、マークをしました。

柳田議長　川延委員、いかがでしょうか。

川延委員　私も、多分最初に書いたとき自分で「１館しかない」と書いたような気がするんですけれども、自分の文章だったらそういう書き方をするけれども、こういった文章の中で「しか」という書き方って、あんまりよくないかなと思って削ったような気がするんです。なので、ここは「１館のみ」とするのか、ちょっとわかりませんけれども、私はあんまり「しか」という言葉は使いたくないかなと思いました。

それとさっき間瀬委員さんがおっしゃった「社会教育施設の公民館」という、ここの続きが全体にすっきりしないということですので、私は最初のところはただ公民館で活動する人々というイメージで、社会教育ということを少し強調したいなという気持ちがあって「社会教育施設の公民館」、いろいろな集会施設等はあるけれども、社会教育施設である公民館は１つしかないということを、ちょっとはっきりしたいなということで、ここに「社会教育施設の公民館」という形で入れましたけれども、何か読んでいてすっきりしないんだったら、いい形で直していただけたらと思います。

柳田議長　ありがとうございました。

間瀬委員　あと、サークルと団体という言葉も同じ文章の中で出てくるので、こういったところも一つにしたほうがいいのかなとは思いました。

倉持委員　単純に、最初の「公民館で活動するサークルの数は多いが」を削ってしまって、「社会教育施設である公民館は市内に１館なので、希望しても利用できない団体も多く、学習者にとって会場の確保が切実な問題となっている」で、問題としては伝わるんじゃないでしょうか。「公民館で活動するサークルの数は多いが」という実態のところは削って、「社会教育施設である公民館は市内に１館なので」、ここに「のみ」を入れるなら「のみなので」。

柳田議長　今、倉持委員からは、「公民館で活動するサークルの数は多いが」は取ってしまうということで、「社会教育施設である公民館は市内に１館なので」、あるいは「１館のみなので」というご提案ですが、川延委員、いかがでしょうか。

川延委員　はい。いいと思います。

柳田議長　「１館なので」、「のみなので」。

川延委員　「なので」でいいかなと思いますけど、どうでしょうか。

間瀬委員　今ちょっと考え中ですけど、「市内には社会教育施設である公民館が１館にとどまり」、とかどうですか。

倉持委員　このままでも、事実を伝えながらぐらいのメッセージを感じる、過度になり過ぎない、このままでもいいような気はしますけど。

間瀬委員　そうですか。私、「なので」が気になっているので。あまりにも口語調だと思ったので。そこは何か、適切な言葉があれば。

倉持委員　「であり」。

太田委員　「１館であり」じゃあ。わざわざ１館って数字を出すってことは、その少なさを明記するという意図があるので、「のみ」があったほうが伝わりやすいような。「しか」というのはちょっと、ややネガティブな印象を持ちますけど、「のみ」っていうのは単に１個しかないということを言っているだけなので。「１館のみであり」みたいなふうにするのもいいんじゃないでしょうか。

間瀬委員　「のみのため」でいいんじゃないですか。

太田委員　「１館のみのため」。

川廷委員　川廷委員、いかがでしょうか。

川廷委員　そうすると、「社会教育施設である公民館が市内に１館のみのため」っていう形で、どうでしょうか。

（「はい」の声あり）

柳田議長　そうしますと「公民館が」ですか。「社会教育施設である公民館が」。

川廷委員　「が」でしょうね。

柳田議長　「が市内に１館のみのため」。その後はそのままと。で、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

柳田議長　わかりました。

太田委員　すみません、今の１１ページですが、先ほどタイミングを逃したですけれども。（３）ですけれども、中身についてではないんですけれど、番号の振り方として、（１）からずっと、片括弧は通し番号で振られているんですが、今、議論していたのは９）になりますけれども、通し番号を振るならば、（３）で書かれていることが、９）と振るべきなのではないかということに気づいたんです。以前の資料をさかのぼってみたら、どうも１１月、１２月ぐらいから、この片括弧の番号が消えていたみたいで、今まで気づかなかったんですけれど。
　それで修正案としては、（３）学習の成果を活かせるサポートが十分ではないというふうになっていますけれども、目次を見ると、（３）は「学習の成果を活かせるサポートの充実」なんですね。それをここにそのまま書いて、９）学習の成果を活かせるサポートが十分ではないというふうに、やや同じ

表現が続いちゃうことになるんですが、この場合は仕方がないかなと思います。
　で、今の９）以降が、１つずつ番号が繰り下げると。

柳田議長　そうしますと、坂上委員のところの（３）学習の成果を活かせるサポートが十分ではないを９）にして、その上に（３）で学習の成果を活かせるサポートの充実と、目次に合わせると。ということでよろしいですか。
（「はい」の声あり）

柳田議長　そうしますと、９）が１０）になると。
　じゃあ、１２ページをお願いします。２行目ですが、「しょうがいを持った」というところで、田中委員のところは「しょうがいのある」という。

田中委員　それがいいと思います。

柳田議長　じゃあ、「持った」を「のある」に修正と。で、よろしいですか。
　それで１０）を１１）に。

間瀬委員　ひとまずきょうのところは、今振られている番号で読み上げていただいて、修正時に繰り下げてしまうのがいいと思います。

柳田議長　はい。じゃあ、Ａ３１のところ。それぞれの審議会や委員の会がこちらに書いてあるんですが、生涯学習課には生涯学習にかかわるだろうというスポーツ推進委員会も入ってあるんですが、それを載せるかどうか。

川廷委員　これは、生涯学習課に社会教育委員の会というのが、生涯学習というか社会教育全般について扱っている会なので、あえてこのスポーツ推進委員会というのは、私は入れなくていいかなと思っていますけれども、どうでしょうか。

柳田議長　はい。皆さん、いかがでしょうか。スポーツ推進委員会は取るというか、このままということで、よろしいですか。
（「はい」の声あり）

柳田議長　１３ページはご指摘がございません。１４ページ、１５ページもありませんでした。
　１６ページの体系図というところです。これは体系図となっているんですが、ここに書かれているのは表なので、図にするかどうか。これをそのまま図にしていくかということですが、いかがでしょうか。

太田委員　（２）体系図と書いてありますけれど、正確に書くならば、（２）基本施策の体系ですよね。そうなると図とか、表とかって要らないので、このままでいいような気がします。

柳田議長　そうしますと、まず目次を、体系図を「基本施策の体系」ということで修正しますね。で、こちらも「基本施策の体系」と。それで表のままということで。それでよろしいですか。目次も変わります。
それと「(図を掲載)」というのは。

太田委員　これは何というか、メモ書きのようなことだったので、当初は。目次には要らないと思います。

柳田議長　じゃあ、この「(図を掲載)」は取るということですね。

間瀬委員　「はじめに」の１ページに戻ってしまうんですけど、先ほど私が指摘したところの計画の、学習権を保障するための計画とか、そういったところがあったと思うんですけど、私はこれは１４ページの（１）の中の、柳田議長が書かれているところをもとに書いたんですね。最初のリードの文章の中の表現をちょっと変えたと。ただ正式には、今の図にあったりとか、１４ページの１)、２)、３）に出てくる言葉自体を使っていますので。学習権を保障する計画、学習者の視点に立った計画、市全体が実施する計画という言葉を使っているのであれば、それは正式の言葉とみなし、「はじめに」のほうは、そちらに変えたほうがいいのかなと思いました。ちょっと急に、提言ですけど。いかがですか。

柳田議長　間瀬委員からは、１４ページのこの片括弧に合わせるというご提案ですが、いかがですか。

太田委員　いいと思います。

柳田議長　よろしいでしょうか。じゃあ、こちらに合わせるということで。ありがとうございました。

それでは１７ページ、第３章の（３)、こちらは新たに提案ということで、Ａ３２、間瀬委員から、〇ソーシャルメディアの活用を追加したらどうかということなので、ご説明をお願いします。

間瀬委員　これは結構複数回、田中委員にご提案しているんですが、ソーシャルメディアの活用というところに関して、前の課題のところではその部分がちゃんと挙げられているんですけど、例えば市民の多様なアクセスに応じたインターネットやソーシャルメディア等の活用が十分でないという部分で、対応するところがちょっとないかなと読みました。

そういったインターネットになれていない人たちを支援しなければというのは、「〇必要な人に技術的・経済的な支援を」のところに書かれていますし、情報発信を１カ所で共有するというのはインターネット等を通じてなんだと思うんですけど、そこの２つは書かれているんですけど、ソーシャルメディアの発信というのが国立市では、一部市の広報としてはツイッターとかＬＩＮＥでやられているんですけど、学習情報に限って言えば、そういった専門的なソーシャルメディアの発信がないというところを、ちょっと強調したいところがあったので、それを入れていただきたいなということを繰り返し申し上げているつもりではあったんですが、改めて載っていないので、ぜひ入れていただけたらということで、再度提案いたします。

柳田議長　ありがとうございました。２章に対応するということで、ソーシャルメディアの活用ということで追加したいということです。いかがでしょうか。

田中委員　ここ、カテゴリーを分けるということだったので、２つの丸になっていて、ポイントにしているんですけど、２つ目のほうの前半の部分が、「学習上の提供においても」というところ、２行目以降に、それを入れることでつ

なげているつもりだったんですが。だから丸をつくるよりは、ここの本文の中に少し強調を入れるというのでいかがでしょうか。
　要するに国立市がさらにソーシャルメディアを活用して、学習情報を提供すべきだということを、ここに入れるということでいかがですか。

間瀬委員　はい。今おっしゃったことが、まずはっきりと書かれていればいいと思います。

田中委員　新たな丸を立ち上げるのではなくて。

間瀬委員　僕としては、新たな丸を立ち上げて、二、三行でいいので、今おっしゃられたことを書いていただくとうれしいなと。学習情報については、ソーシャルメディアの活用はされていないという認識があるので、それだけのことでもいいので書いていただくと、よろしいかなと思っています。で、３段落目はインターネット偏重ではなく、そういったことが苦手な方もいらっしゃるので、そういった方に対する支援も必要だということが書かれているということで。それほど難しくはないと思うので。

田中委員　ということは、要するに丸を１つ、別に立てて、今、２つ目の丸の中にある最初の２行をそちらに持っていくということですね。

間瀬委員　そうですね。はい。そうです、そのとおりです。
　で、今おっしゃった2行は、そういったことが、ただ客観的な社会状況しか書いていないんですね。これからそういうことが進んでいくということであって、行政にそうするべきだということは一言も書いていないので、その部分を、やっぱりソーシャルメディアの活用を、学習情報に関してもしていく。機能していないというのは課題のほうで書いてあるんですけれども、その部分を出していただきたいと。

倉持委員　私は今のままでもいいかなと思うんですけれども。理由の一つは、サイトを課するんじゃなくて、今、田中委員がおっしゃられたようにソーシャルメディアの部分と、そのサポートの部分と、さまざまなことが5行に割と整理されて書かれているので、これでも読みやすいかなというふうに。あとはどこに強調点を置くかということで、間瀬委員のご意見は、多分ソーシャルメディアのところをより強調したほうがいいんじゃないかという、力点の置き方とは思うんですけれども。
　書き方としては、全体のバランスとしてこのままでもいいかなと、個人的には感じます。

柳田議長　ありがとうございました。間瀬委員、いかがでしょうか。

間瀬委員　私はそう思っていないので。もし２つに分けたいのであれば、「必要な人に技術的・経済的な支援を」ではなくて、そこにソーシャルメディアの活用と必要な人に対する支援とかというふうに、はっきりとその２つの要素が含まれているのであれば、見出しにもそう書いていただきたいし、行政が学習情報の発信に関して、ソーシャルメディアも活用するという言葉が、はっきりしたような文章を入れていただきたいと思っているので、分けなくてもいいんですが、明確に、ソーシャルメディアの活用というところを行政施策として、学習情報支援として入れていただきたいと。

柳田議長　田中委員、いかがでしょうか。

田中委員　そうですね。３つにするにはちょっと細かくなり過ぎちゃうかなと。それだけの議論をしていないということがあるので、２つ目のところに今の間瀬委員のご意見を入れて、本文の中に市がソーシャルメディアによる学習情報の提供をさらに充実させる、という内容を入れたいと思いますが。

間瀬委員　はい。で、見出しにもそういった要素を。

田中委員　そこですね。ちょっとそこは、皆さんのご意見をいただきたいと思います。

太田委員　２章を見ると、２）はやっぱりインターネットやソーシャルメディアをもっと活用しなきゃだめだというようなことが書かれているんですよね。それに対応させるならば、ソーシャルメディア等の活用というふうな見出しがあったほうが、わかりやすいとは思うんですが、それをより活用していくことを提言するのであれば、それとセットで必要な人に技術的・経済的な支援もしなければならないという流れになってくるんだと思うんですよ。

　今、必要な人に技術的・経済的な支援というものだけが、見出しとして挙がっていると、やや文脈からは飛躍しているような印象もあります。

間瀬委員　田中委員にちょっと確認ですが、８ページ、９ページをごらんいただいて、８ページの１）が１７ページの「情報発信を１カ所に共有する」というところに、かかっていますよね。９ページの２）は、「市民の多様なアクセスに応じたインターネットやソーシャルメディア等の活用が十分でない」が見出しで、その中の本文の後段に、支援の必要性というのを書いていますよね。それを考えると、抜けていると思うんですよね。９ページの２）の課題に対する施策という部分を書くべき１７ページで、抜けていると思っていて。支援を書くことに関しては異存はないので、そこの部分を対応していただければということになります。

田中委員　ソーシャルメディアだけを言いたいわけではないということだったので、つまりそうすると、インターネットやソーシャルメディアの活用を十分にという意味を入れなきゃならないわけですよね。

間瀬委員　そうですね。そういうことです。

田中委員　ソーシャルメディアだけを取り上げると、ソーシャルメディアだけに強調しちゃうところがあるかなと思ったという部分で……。

間瀬委員　今、おそらくここで本文まで細かく書くことは、議論できることは難しいんじゃないですか。田中委員の修正案を待ちたいとは思っているんですが。

田中委員　わかりました。自分の中で答えが出ていないので。議論していなかったところの中に、インターネット上で勉強することというのがいろいろあったと思うんですけど……。

　これ、修正案を出して、それをまたたたいてもらうんでしたっけ。それが最終……。

太田委員　メールでしか。

田中委員　はい。そうしたらもう一度ちょっと時間をいただいて、今ご意見がないようであれば、ソーシャルメディアだけに特化したくないという思いがちょっとあって、それはもしかして皆さんも、少しおありになるかもしれないですけどインターネットによる学習情報というものを、どこまでここに入れられて、なおかつそれへのサポートがない、必要だということを入れられるかどうか、ちょっと考えたいと思うので、一回持ち帰らせていただきます。

間瀬委員　じゃあ、一言。現状、先ほど８ページの参考の欄にあるように、インターネットの活用は行政はしているんですよね。少なくともウエブサイト上でそれぞれには発信していると。それは見に行かなければ取りにいけない情報だというところで、そこは私の中では、ある程度できているという認識があるんです。インターネットの活用はできている。だからもっと発信する形のインターネットの活用をしてほしい。それを一般にソーシャルメディアと呼んでいるので、そういう意味でソーシャルメディアという言葉を使っているので、そのあたりを明確になるようにしていただくといいかなと思っているので。

田中委員　はい。考えてみます。

太田委員　もう一つ。見出しで今、「必要な人に技術的・経済的な支援を」というふうになっているんですが、１６ページの表の重点施策のところに、そのまま載ってくる表現になると思うんですが、基本施策の部分がなくても、重点施策だけを見れば中身がわかるというような表現が求められているのかなという気がするんですね。なので、これは学習情報の収集・発信にかかわる重点施策なのだということがもう少しわかるような表現が、何かないかなと思うんですが。

田中委員　そうすると、やっぱりここは課題に対応させるとすると、インターネットやソーシャルメディアの活用をもっと進めるということですね。このタイトルじゃなくて。

太田委員　そうですね。

田中委員　「必要な人に技術的・経済的な支援を」というようなタイトルではなくて、中に入っていていいんですけど、タイトルではないと。

太田委員　になると思います。

田中委員　わかりました。

太田委員　それに付随するものとして、技術的・経済的なサポートというのは当然必要だということに……。

田中委員　はい。だから課題に対応するタイトルにするということですよね。

柳田議長　そうしますと、今、タイトルが何となく出てきたような。インターネッ

トやソーシャルメディア等の活用ということになる。

太田委員　多分「さらなる活用」とかにしておいたほうが。

田中委員　そうですね。さらなる。

柳田議長　じゃあ、もう一度確認させていただきます。重点施策ということで、こちらにわかるようにということで、「インターネットやソーシャルメディア等のさらなる活用」ということで、よろしいでしょうか。

　では、このまま先に行かせていただきます。2）、中野委員のところですが、「学習に関わりの少ない人に学びを届ける仕組みづくり」と統合ということで、「多様な学習機会の充実」と。こちらは……。

太田委員　２つあった項目を１つに統合したんですね。

事務局　事務局ですが、Ａ３３、Ａ３４のコメントは、すみません、説明が不足していたんですけれども、太田先生の意見に基づきまして、今言われたように、項目を統合したことを示す指摘ではなくて、そういった報告のコメントになっております。

柳田議長　資料１－２の太田先生の指摘事項の１７、１８ページ、統合したということです。これはいかがでしょうか。中野委員からは、何かご説明、補足は。

中野委員　いや、特にないです。

柳田議長　皆様、いかがですか。

太田委員　ちょっと補足させていただくと、私が先日お送りした修正案で、もともとあった学習にかかわりの少ない人に、学びを届ける仕組みづくりということと、多様な学習機会の充実という、この２つの項目が、内容的に大分重なりがあるように思いましたので、やや表現をまとめて、重複しそうなところを削るなどして、１つにまとめたほうがいいのではないかというご提案をさせていただいた次第です。

　それはおそらく、第２章の課題の項目にも対応するような構造になるので、いいのではないかと思ったんですが。

柳田議長　ありがとうございます。いかがでしょうか。中野委員の案でよろしいですか。

　ご意見がないので、こちらは中野委員の案でさせていただきます。

　その次、こちらも中野委員ですが、Ａ３４、「子ども達の学びのサポートの充実」と統合ということです。

太田委員　これは、子どもたちの学びのサポートは、佐伯さんが書くんですよね。

佐伯委員　はい。

柳田議長　佐伯委員のところと、そうすると中野委員のところが統合したという。

太田委員　はい。で、これは第２章の４）に対応する課題というか施策になるんで

すよね。なので、まとめて１つがいいのではないかということですが。

柳田議長　中野委員がまとめられているということですか。佐伯委員のところがこちらに来てしまいましたが、佐伯委員、いかがですか。

佐伯委員　はい、それで。

柳田議長　よろしいですか。田中委員からはご提案がございますので、ご説明をお願いします。

田中委員　ここ、具体的な人の名前が出てきたので、ちょっと地域の現実から見て、引っかかったことがあったので説明を長々入れてしまったんですが。子ども食堂って、今いろいろな見方や、いろいろな誤解の言葉としてひとり歩きすることがマスコミでも伝われているので、ちょっと使わない方法があったらいいなと。そしてフリースクールというのも、現実に学校としてフリースクールはあるんですが、居場所という例はフリースクールという言い方をしていないのかなと思ったので、それで長々説明を書いちゃったんですけど。今私ができる提案は、「支援が必要な子どもに、食事を通して交流する場を提供したり、居場所と学ぶ場をともに提供する活動なども含まれるが」という程度ではどうでしょうか。具体的な名前を入れないで。

　でも、食事ということと、交流ということと、学ぶ場というので、居場所という言葉だけは入れたいなということなんですが。

柳田議長　ありがとうございました。そうすると、まず最初が「支援が必要な子どもに」。

田中委員　「食事を通して交流する場を提供している」、「ともに食事をする」……。言いたいのは、食事を奉仕的にただ配ればいいという問題じゃないと。「ともに食事をする」のには交流という意味があるので、そこは入れないと、子ども食堂の意味が誤解されてしまうので。「ともに食事をすることで交流する場を提供したり」。

柳田議長　「支援が必要な子どもに、ともに食事をすることで交流する場を提供したり、居場所と学ぶ場を」……。

田中委員　「食べることを通して交流する場を提供したり」。「ともに」は入れないで。

間瀬委員　ここの部分というのは、課題においては、子どもを多様な学習の機会につなげる仕組みを充実させる必要がある、という部分に対応しているかと思うんですけど、割と子どもをめぐる福祉みたいな広がりになっちゃっていて、学習機会の話というよりも子どもの福祉の活動支援みたいになっているなと思って、ややずれてきたんじゃないかと。学ぶ場ということも入っているし、いろいろそういった交流も含めて学習の一環だという言い方はあるとは思うんですけど、どうしても今のこの状況だと、あまり学習の支援じゃなくて、子どもの居場所づくりの事業をもっと拡充せよみたいな、ちょっとずれているんじゃないかなという気はしているんですが、いかがですかね。

柳田議長　中野委員、いかがですか。

中野委員　そうですね……。こういう居場所に関して、田中委員がずっと長い間かかわってこられたということで、一番理解されていると思うんですけど。課題に対応していくという部分の……。この話も、でも会議の中で出てきた言葉をつなげていったような気もするんですけど。どうしましょうかね。

間瀬委員　まず１７ページの一番下に見出しがありますよね。もともと課題２は、学習の機会へつなげる仕組みの充実という言葉が入っているので、コメントに入っているほうの、子どもの学びのサポートの充実というような、そういったほうが、学びの充実みたいなのが入っていたんですよね。Ａ３４の中に。１７ページの今の部分に関しては、課題にも入っていたんですけど、学習の機会につなげる仕組み、そういったものが失われているので、もう少し課題に対応しているような見出しにすれば、当然その見出しに対して当てはまるような本文の書き方になると思うので、今、本文が全てだめだと思っているわけでは全くないんですけれども、書き方の問題かなと思います。

太田委員　私もちょっとよろしいでしょうか。９ページの４）の課題の部分に書いてあるのは、子どもにとって学習機会はいろいろあるんだけれども、その中で特に地域社会にかかわることでいろいろな体験をして、そこから学ぶっていうところに焦点を当てた書き方になっているんですよね。

　というのは、子どもにとっての学習機会というのは、学校もあり、家庭教育もあり、社会教育もあり、で、ここは社会教育委員の会なので、特に地域社会での学びというものに焦点化するというのは自然だろうというところもあるので、そういうふうに４）のほうはなっていたと思うんですが。

　それで１８ページのほうに戻ると、ここでまず子どもだけじゃなくて、若者も突然入っちゃってるんですが、地域のさまざまな活動に参加するということを、もっと促進するような施策が求められるということを、ここには書くべきで。で、２段落目に「子どもと地域社会をつなぐ道筋は多様に存在する」とあるんですが、実際たくさんあって、具体的な例を挙げていけばすごくたくさん出てくるわけですけれども、あえてそういうことはしないで、ちょっと抽象的な形にとどめるというのが、おそらくいいんだろうと思うんですね。

　そのときに、ここに挙がっているのはかなり福祉的な具体例だけが挙がっていて、それ以外の活動っていうのが全く出てこないので、ややバランスが悪いのかもしれないなと思います。ただ、子どもの居場所づくり事業そのものは、必ずしも福祉的なことだけに特化するものでは本来ないように思うので、地域の中に学校でも家庭でもない、子どもの居場所をつくるということで、子ども食堂とかフリースクールというのが当てはまると思うんですが、その名称は出さないで、さっき田中さんがご提案くださったような書き方にすれば、やや福祉的な面を強調することにはならないのかなと思います。

倉持委員　もともと佐伯委員が書かれていた、削られてるその前の段階で、地域のさまざまな団体が子どもの多様な学習、体験の機会を提供していたり、サポートしていたり、つくり出しているみたいな文言があったと思うんですけれど、そういうのを少し復活させると、福祉が主という意味での学ぶ場と、生活体験だったり、社会的な能力の力量形成である学ぶ場だったり、あるいは異年齢集団だったり、異世代の中での学ぶ場だったり、もう少し学びの幅とか、広がるんじゃないかなと思ったんですけど。合体していることもあり、中野委員と佐伯委員で、そういった修正いただけると……。

柳田議長　中野委員、佐伯委員、いかがですか。

中野委員　そうですね。合体に無理があったのかもしれないですけど。ちょっと、いろいろご指摘を受けた中で書きかえなきゃいけないのは、そういうふうに思います。
　先ほどお話ししましたように、もともとフリースクールというのは、私もかかわったことがあるんですけど、どこか学校のほかに行ける場所、ほっとできるような場所が欲しい、安心できるような場所、そこから自分のエネルギーを補給していくというような場所が欲しいというので、立ち上げている団体があるわけですけど、そういう考え方、生涯学習という中であってもいいのかなというふうには思いますので。ちょっと今、こういうふうに書きかえるというのはできないんですけど、佐伯さんとか、太田先生と相談しながら、見直したいと思います。

柳田議長　よろしくお願いします。

田中委員　それで、今かかわっておられたという話を聞いたフリースクールですけど、現実をちゃんと、そういう意味でおありになるのであれば、入れていいと思います。もとに戻って。

太田委員　以前からの流れですが、私が勝手に立てた修正方針案なんですけど、固有名詞とか具体的なことを例示するというのは極力避けて、特定の何かに偏ったような印象を持たれないようにするという方針で、これまで修正してきたということもあるので、子ども食堂とかフリースクールという表現を出すかどうかというのも、ちょっと考えたほうがいいのかなという気はします。

田中委員　そういうふうに書いて……。

太田委員　はい。なので、これまでの実際の活動の蓄積を踏まえて、それをどういう表現に置きかえていくかっていうことだと思うんですけど。ちょっとまたこれ、後日ご相談させていただいて。
　で、佐伯さんが書かれた部分で、私が大変申しわけないんですが、ここは削除でどうでしょうみたいなところも、さっき倉持さんがご指摘くださったように、復活させたほうがいいところがいっぱいありそうなので、そこをもう一度見返しつつ、ご相談できればと思います。

佐伯委員　ご指摘どおり内容が大体かぶっているので、これはやっぱり１つにしたほうが、すっきりしてわかりやすいと。

柳田議長　そのあたりも含めまして、進めていただいてということで。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

柳田議長　ありがとうございました。

間瀬委員　直す際に、「子どもの居場所づくり事業により、補助金を交付している事業をより一層拡大していくことが望ましい」という部分は、ここでトピックで挙げてちゃんと話したことがないので、これも具体的過ぎるなと僕は思っ

ていますので、これはないほうがいいんじゃないかと。

中野委員　これは、児童青少年課と話をしていたときに、年間の予算１４０万で４団体で組んでいるんですけど、児童青少年課もだんだん充実させてきたというこれまでの経緯と、これからもっと力を入れたいというようなお話があって、それでそういう方向なんだなということがあったもんですから、こういう文言を入れたので、あまり具体的に入れないほうがいいということでしたので、これは削除していいと思います。

柳田議長　じゃあ、削除という方向で、それも含めてご検討いただいて。

太田委員　いや、ただこれはやっぱり、これまで国立市がやってきた実績という意味では、示しておいてもいいのかなと思うんですが。

間瀬委員　最後の「こうした事業をより一層拡大していくことが望ましい」ということに関して、普通に読むとじゃあ、この事業予算を上げろとか、補助金を増やせというふうに読めちゃうんですよね、私から見ると。別にそのこと自体に反対はしてないですけれど、それほどここできっちりと話し合ったような気もしないし、割とすごく、ほかの人はそこまではないんじゃないかと。私ももちろん文化芸術振興計画を策定するというような、そういう具体的に挙げたところもありますけれど、ちょっとお金まで出てきて示すのは、何か。

太田委員　確かに金額がもろに出ちゃっているという。

間瀬委員　少なくとも金額まで入って、補助金というのがすごくそう見えてしまうので、それがなければまだ、子どもの居場所づくり事業をやっているで、そうした事業を充実させていくことが望ましいというなら、受けとめられるんですけど。

太田委員　ああ。そのほうがいいと思います。

間瀬委員　要求っぽく見えているので。

太田委員　確かに。

柳田議長　ありがとうございました。その点も考慮しながら、もう一度検討いただいてということで、よろしいでしょうか。

中野委員　はい。

柳田議長　そうしますと、１８ページはそのほかはないですね。１９ページもないと。２０ページのところですが、４)、私からコメントさせていただいたんですが、まず「各課の縦割り」というのを「各部署の垣根を越えて」にしてはどうかという。縦割りというのはちょっと強過ぎるのではないかというところですが、川延委員、いかがですか。

川延委員　いいと思います。「各部署の垣根を越えて」ということですね。はい。

柳田議長　では、「各部署の垣根を越えて」に修正ということで。その下ですが「教

育、福祉、児童青少年課、市民連携推進の各担当」というところですが、具体的に教育委員会とか、子ども家庭部とか、書いていいんじゃないかなと思ったんですが。児童青少年課のここだけ課になっていて、市民連携推進というのも係があるんですが、例えば教育部署、福祉部署とか、そういうふうにするのもあるかなと思ったんですが。いかがでしょう。

田中委員　意見で。３月５日号の市報くにたちを見ると載っているんですけど、まさにこの小中校生の居場所や学校以外の学習支援の場というのが見開きで、表紙と裏表紙に載っているんですけれど、その現状を見ると、課としてかかわっているというのはちょっと温度差があって、教育委員会が入っているわけではないけれども、今おっしゃったように各部署の垣根を越えて情報共有することを重ねつつあって、教育、福祉、子ども関連の部署が情報をつき合わせて、というほうがいいかなと思います。児童青少年課は音頭をとっているところなんですけど、教育委員会や福祉がまだそこまで、壁がなくなっているとは思わないので。まだこれからの話だと思うんですね。

　なので、部署を明らかにしてしまうと、ちょっと責任問題が生じたりする可能性があるのと、現実とはやや違うので。ちょっと表現はまだわからないですけど。

川廷委員　「子ども関連部署」。

太田委員　「教育、福祉、子ども関連の部署が、それぞれ持つ情報をつき合わせ」で、いかがでしょう。

田中委員　はい。そんなことでどうでしょうか

柳田議長　市民連携推進というのは、取ってしまうということで。

川廷委員　はい。

倉持委員　でもこの文脈って、「市民活動団体や民間が活動している場との連携も含めて、生涯学習に活用する」という活用の話をしているので、やっぱり「教育、福祉、子ども関連、市民連携推進の担当部署が」のほうが、話は広がっているんじゃないでしょうか。子どもに関係する部署だけじゃなくて、生涯学習や市民活動、そういうところと一緒に、資源を持っているところと一緒にという。

田中委員　私が聞いていたのは、柳田先生がおっしゃったように各課というふうにするとちょっと、事務レベルでは多分進んではいないなという。

太田委員　「教育、福祉、子ども関連」だと、多分市民活動のほうの人たちは関係ないってなっちゃう。子どもと見えてる組織や団体じゃないんだけれども、それに資する資源を持っているところは一緒にやりましょうというニュアンスの、ただ具体的な部署は言わずに、「市民連携推進」だけで具体的っぽい雰囲気だったら、「市民連携担当」とかいうふうにして、ちょっとぼかすとか。

倉持委員　「教育、福祉、子ども関連、市民連携推進の各担当が持つ情報を」で、いいんですよね。そうなると、児童青少年課が子ども関連に変わるだけなん

ですけど。

柳田議長　そうですね。川廷委員、いかがですか。

川廷委員　はい。

柳田議長　じゃあ、「児童青少年課」が「子ども関連」と修正と。

川廷委員　はい。ありがとうございます。

柳田議長　これは「各担当」ですね。
じゃあ、施設や場の拡充はよろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）

柳田議長　では続いて、その下です。太田先生のマーク、「問題点」を「それ」と修正と。

太田委員　「全庁的」というところですね。マークをつけたのは、ちょっと気になるけれど別に訂正案を出すほどでもないと、そういう意味だったんですが。全庁的という表現は多分ここで初めて出てくるんですが、この後の。

川廷委員　「市役所」。

太田委員　はい、２１ページの「市役所内」、あと２２ページの間瀬さんの最後のところで「庁内」というところにもマークをつけたんですが。庁という文字をどう使うのかというのを、ちょっと確認したほうがいいんじゃないかと思って、マークをつけたんです。

川廷委員　どう使うか、示していただけたらありがたいんですが。

太田委員　どういうのが適切なんですかね。

柳田議長　庁って、市役所のことで。

太田委員　市役所のことを言っているんですよね。

間瀬委員　そうです。僕はよく行政の方が「庁内」って言っているようなイメージがあって、それをそのまま行政用語として使っています。

太田委員　それは、多分２１ページの上から３行目にある「市役所内」というのと、ほぼ同じ意味だと思っていいんですよね。

川廷委員　まあ、そうですね。

太田委員　となると、市役所内を庁内に改めたほうが、統一ができるかなという。で、そこに庁内というのが、この後２つ表現が出てくるのであれば、２０ページのここに全庁的って出てきても、さほど違和感はないような。

川廷委員　２０ページの全庁的というのを、「庁内で」とかにしたらどうですか。

太田委員　今までは、「各部署で」とか「部署の間で」みたいなふうにしてきたんじゃないかなと、印象としてあるんですが。部署っていう言葉、結構いっぱい出てくるんですよね、全体を通じて。

川廷委員　何か各部署というと、一部の例えば教育とか福祉とか、子どもという各部署ということで、もっと企画とかその他いろいろなところということになると、各部署というよりは全部署というか、にしたほうが、何かイメージがはっきりする。

倉持委員　それならやっぱり全庁的のほうが、ニュアンスはすごく。ホールっていうかみんなで、っていう。

太田委員　その中の個別の部署を指すときには、「各部署で」みたいな文になると。

川廷委員　はい。

太田委員　それが確認できれば問題ないです。

柳田議長　そうしますと、市役所という言葉は使わない、庁内とか。

太田委員　２１ページの３行目は、「庁内」に修正する。

柳田議長　「全庁的」は生きという。

太田委員　はい。

柳田議長　で、２０ページの一番下、「問題点」を「問題」と修正したと。

川廷委員　これはちょっと、文を自分で読んだときに、問題点というよりは問題のほうがすきっとするかなと思いましたので、修正しました。

柳田議長　はい。よろしいでしょうか。
　次が先ほどのＡ４３、「市役所内」を「庁内」に。
　それで間瀬委員の担当、５）のＡ４４、Ａ４５、「前節」と「本項」ですね。

太田委員　はい。これは節と項を、どのレベルでこの答申が定めていたかの確認です。

間瀬委員　ちょっと、直す文章を言いますね。２１ページの５）適切な事業評価方法の開発で、「社会教育施設の職員と多様なステークホルダーが参画して振り返りを行う機械の設置」というところの、まず３行目、「これに対して、要因自体を改善する対策を施すとともに」という部分を、「要因自体を改善する対策を施すとともに」を取る。そして、今問題になっている「前者の対策については前節で扱っているため、本項では後者について、」を取る。で、「例えば、」に変えるということで、大丈夫かなと。ここでわざわざ、前節で挙げているので、そうしたことを言及せずともよいかなと。

柳田議長　そうしますと間瀬委員からは、３行目、「要因自体を改善する対策を施すとともに」を取る。で、その２行下の、「前者の対策については前節で扱っているため、本項では後者について、」を取る。

太田委員　で、「例えば、」を入れるんですね。

間瀬委員　そうです。

柳田議長　その修正でよろしいですか。
（「はい」の声あり）

柳田議長　では、ここのページはこれで。

間瀬委員　いや、「例えば」の後、続くんですよね。その後に。次の……。

太田委員　ほんとだ。

間瀬委員　「ここでは」で、いいですか。「例えば」じゃなくて、「ここでは」でいいですか。

倉持委員　でも、提案するんですよね、ここで。

太田委員　「そこで」でいいんじゃないですか。

間瀬委員　はい。わかりました。「そこで」で。

柳田議長　じゃあ、「そこで」ということで提案になるということですね。
　２１ページはよろしいですか。
　次は２２ページ、太田先生からのマーク。「前項」と、「庁内」は生きということで。

間瀬委員　「前項で」は「先に」でいいですか。

太田委員　そうですね。

柳田議長　「前項で」を「先に例示した」と。今の修正でよろしいですか。
　そうしますと、「おわりに」を除いて、その前まで修正をしたということになります。その後は参考資料ということで、ページ数が多いので、１ページに横で２枚、２ページ分入っているということになります。こちらはアンケート調査結果と、会議で配付したものを、全てこちらに入れてあります。

間瀬委員　きょうは私、結構いろいろ修正のコメントとかを書かせていただいたんですけど、特に３章に関しましては、おそらく太田先生の修正を皆さんがしてくるだろうと思ったんです。どうなるかわからなかったです、太田先生が指摘したものを、皆さんが取り入れて修正してくるのか、そうじゃなくするのかが見えないので、それをほぼ初めてに近い形で見ているんですね。で、私がまだチェックを入れていなかったところで、今気になったところがあるので、それを指摘させてください。
　まずは１８ページで、佐伯委員の「文化、芸術、スポーツ振興に触れられ

る環境の充実」、ここは多分中黒に変わると思いますので、それはいいとして、「およびスポーツ振興計画の策定が何よりも重要である」というので、まず「何よりも」という表現は要らないと思います。で、スポーツ振興計画の策定というのは、多分初めて出てきたと思うんですが、ここであまり話題にしていなかったと思うんですけど、ここ、一応確認で、どういった意図が。体育計画ってありますよね。国立って。

太田委員　これ、私が修正案として多分出したものなんですね。というのは、文化・芸術・スポーツの振興が大事だという議論はここでしてきた、で、こういうふうにまとまっているんですが、計画については、文化芸術振興計画がないから、つくりたいというふうなことを盛り込みたいというのは、大分前から話が出ていて。スポーツ振興計画はあるというふうな認識だったような気がするんですよ。既に何らかの形であって。

間瀬委員　確認してもらった、再確認してもらった……。

太田委員　で、結局ないんですよね。

間瀬委員　ないんですか。

太田委員　はい。ないんです。ないのであれば、文化芸術振興計画だけをここで挙げるのはちょっとバランスを欠くと思って、必要かなと思って修正案を出したんですが。

柳田議長　そうしますと、これまで議論の中では文化芸術振興計画というのはもう出てきていましたけれど、タイトルにはスポーツ振興ということで、これまで国立市には、既にスポーツ振興計画はあっただろうということで話が進んでいったのかなということで、実は振興計画はなかったと。そうしますと、タイトルに合わせて、スポーツ振興計画が必要なのではないかということで、ここに記されているということですが、それについて委員の皆様、いかがですか。このスポーツ振興計画をここに入れた状態でということで、よろしいでしょうか。

間瀬委員　はい。何か大きなことをここで言っているなと思うんですね。計画策定って結構大変なので、そこは、言う分には軽いですけど。まあ、これを受け取ってどう捉えるかわからないのですが、入れる分には構わないと思います。
　それから１９ページなんですけれども、３）の２番目の丸、発表の場の充実の、一番最後の行、「他の自治体に先駆けて、その実現に向けた検討を始めるべきである」という、この１行は要らないと思っています。ここはすごく強くて、その前まででも十分なのかなと思っています。いかがでしょうか。

柳田議長　そうしますと、「他の自治体」からでよろしいですか。

間瀬委員　はい。「他の自治体に先駆けて」以降は要らないかなと。

坂上委員　「見込まれる」で終わっちゃうと、かえってやりなさいって強くなっちゃう印象があるので、他の自治体に先駆けるかどうかは別にして、実は検討を始めるだけだったら、やらないということも、まああるので、そっちのほうがマイルドかなという気はしますけれども。

それと、「見込まれる」で終わると、何か尻切れとんぼ感がやや残るのではないか。

間瀬委員　「他の自治体に先駆けて」とか、「始めるべきである」という部分が強いなと思ったので、そういう表現でなければ、よいのかなと。

坂上委員　別に「始めてはどうか」でもいいんですけれども、そうすると……。

太田委員　これ、多分修正前は、もうちょっと強かったんですよね。

坂上委員　あ、そうですよね。

太田委員　修正前はやや強くて、「検討が始まってしかるべきではないか」だから、ちょっとそこでマイルドになった。

倉持委員　「波及効果も見込まれるため、その実現に向けた検討を始めるべきである」でも、そんなに、ほかのところも語尾は結構、「望まれる」とか、「求められる」とか、そういうふうに変えてもいいけど、「べきである」とそんなにニュアンスが違うとは、私は思わない。まあ、雰囲気としては必要であるとか、求められるとか、望まれるとかっていう。

間瀬委員　それぐらいのほうが。

倉持委員　じゃあ、「実現に向けた検討が望まれる」ぐらいで。

柳田議長　そうしますと、「波及効果も見込まれるため、その実現に向けた検討が望まれる」。坂上委員、いかがですか。

坂上委員　ええ。いいんじゃないでしょうか。

間瀬委員　その４行上、「たとえば」の後、「学市民」の「学」という字は要らないんじゃないかと。これを削って。

坂上委員　あ、１文字かぶってますよね。

柳田議長　「学」を取って、「市民が」と。

間瀬委員　取り急ぎ、この時間内で私が思ったところは、ここまでです。

柳田議長　そうしますと、一通りこのような形になりました。

太田委員　すみません、もう一つだけいいですか。３章の部分の１７ページ、「（３）基本施策と重点施策として推進すべきこと」という表現が、実は前から気になっていて。これは最後に検討すればいいかなと思って、あんまり意見を出さなかったんですが、一通りでき上がってみると、「基本施策、及び重点施策として推進すべきこと」のほうが、中身がわかりやすいかなと思います。

間瀬委員　点は要ります？

太田委員　点は入れなくてもいいと思います。
　ただ、まず片括弧の数字の項目が基本施策をあらわしていて、丸の見出しが重点施策なんですよね。なので、２つの段階のものをここでまとめて書いていますよというのがわかるような、表現にしたほうがいいかなと思って。基本施策と重点施策というのが並列で並んでいるような印象がちょっと気になっていた。

倉持委員　これ、「重点施策の推進すべきこと」だけでも意味通じると思うんですけど、その前に図が出ていて、この３章のタイトルを見ると、「生涯学習振興・推進計画の策定に向けて　―基本方針、基本施策の体系と重点施策の提案」と書いてあるので、基本方針、基本施策の体系までを、（１）と（２）で終えたとすると、（３）は重点施策の提案をしているパートだというふうに捉えて、まあ、テクニックの表現だけど、それで十分なんじゃないですか。

太田委員　ただ、基本施策について説明している箇所がなくなっちゃうんですよね。表は載ってるんですけど。

倉持委員　じゃあ、まあ、「基本施策、及び重点施策として推進すべきこと」で、いいんじゃないですか。

柳田議長　そうしますと、「基本施策及び」ですか。

太田委員　私は点があったほうがいいような気がするんですが。細かいことで恐縮ですが、「及び」の前に点があったほうが。

柳田議長　「基本施策、及び重点施策として推進すべきこと」。いかがでしょうか。
　まず「と」を「及び」にするということは、よろしいですか。で、今度、「及び」の前に点は入れるか、入れないかということですが。

太田委員　「と」を「及び」にするだけだと、ほとんど何も変わらない。すごく細かいことで恐縮ですが、推進すべきことっていうのにかかるのが、基本施策、重点施策の両方なのか、重点施策だけなのかという話で、私は後者だと思っているので、やっぱり点は必要だという認識なんです。

柳田議長　では、点を入れるということで、よろしいですか。
（「はい」の声あり）

柳田議長　はい。じゃあ、点が入ります。
　そうしますと、かなり時間も過ぎてしまっておりますが、本日修正するところですが、一旦担当の委員の皆様にお戻しして、修正していただいて、また同じように出していただくことになるんですが、そのほか細かなところについては、私のほうで修正させていただきます。
　またこの前どおり、事務局を通じてメールでということになりますが、でき上がったものを委員の皆様に確認していただいて、了承を得られたら、またそこで出たその他の細かい点、再度メールでやりとりがあるかもしれませんが、特に細かいところは、最終的には私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）

太田委員　すみません、一つお願いがあります。これから２３ページ以降の「おわりに」の部分を執筆してくださると思うんですが、その際に、参考資料として巻末につけてくださっているこの資料の説明を、文章に盛り込んでいただけると、というかその必要があると思って、どういう経緯でこの調査を実施したのか、それからどういう手続を経て、この団体を選んだのか、ということの説明がないと、ちょっと中途半端になりそうな気がしましたので。ただ、そのためだけに、また文章を１ページ、項目を挙げてつくるというのは煩雑になるような気がしたので、「おわりに」で、そこに触れていただくとバランスがいいのかなという気がしています。

柳田議長　わかりました。「おわりに」も、皆様にメールでお送りしますので、そのときに修正、ご指摘いただけたらと思っております。

倉持委員　資料なんですけれども、私、遅れてきたから聞いていなかったのかもしれませんが、アンケートはどの団体が書いたかを表記するこの形で、提示しますか。それから、読み取れなかったところが多分黒丸なんでしょうけど、ちょっとこの黒丸がすごく、伏せ字みたいに見えるというか。

太田委員　伏せ字として黒丸になっているところもあります。個人名が載っているとか。

倉持委員　個人的意見でいうと、こういう黒丸、正確にその部分を伏せているという意味で黒丸にするのはいいのかもしれないですけど、その部分そのものを削るとか、そういうふうな表現のほうが、かえって意図を感じさせるようなことにもなりかねないと思うので、黒丸表記は、あまりこういうものにあるのはどうかなと思いました。

　あと、先ほどの団体名を入れるかどうかというところは、私はどの団体に聞いたかは前の表に出ているので、それぞれの項目にどの団体が出したかということ自体は、なくてもいいんじゃないかと思います。

　それから、最後のヒアリング調査の報告書ですけれども、川廷さんと田中さんは非常にコンパクトにまとめていただいて、中野さんはかなり記録というか、起こされた状況になっていて、私は中途半端に３枚なんですけれども、どうですか、中野さん。私たちが努力して１枚にまとめると、少し整うでしょうか。ちょっと余計なお仕事増やしてしまって。

太田委員　ヒアリングのまとめのところだけは、それぞれがちょっと体裁がそろうように調整するという、そういう意味ですよね。

倉持委員　はい。川廷さんと田中さんのように、人のことまで口を出してしまいますが、中野さんと私が整理、せめて一、二枚、２枚ぐらいになるようにすると、全体として、このままだとちょっと、社会教育委員としての一貫性がないように感じてしまうかなと。やったことは実際に皆さんちゃんと議論はしたんですけど、形式を自由にしてしまったというところがあるので。と、思ったんですけど、いかがでしょうか。

中野委員　私の意見が入らないようにと思って、そのままをずっと起こしたので長くなっちゃったんですけど。まとめるように努力してみます。

柳田議長　すみません。

太田委員　あと、ヒアリングについては、もう議事録で公開もされていますし、そういう点でお話をお聞きしたので問題ないと思うんですが、アンケートについては協力を依頼するときに、ここまで全部出すということを明記していたかどうか、ちょっと自信がないんですが、してなかったですよね。だとしたら、これはちょっと出せないと思います。どの団体にどういった質問をしたのかというのは、載せておいてもいいような気がするんですが。団体名も出さないほうがいいでしょうか。

間瀬委員　団体名を出さないということは、したほうがいいかも。

太田委員　団体名は伏せる。

間瀬委員　伏せる。で、これは載せるか、載せないかということですが。私は載せていいと思うんですけど。団体名と、あとこの理由の中に、明らかに誰か特定されるとか、そういうのがあったらそれは伏せるとして。団体名は載せるべきじゃないですね、この黄色い部分。

倉持委員　どこに聞いたかは載せると。

間瀬委員　あ、こっちは問題ないと思いますけれど。

太田委員　団体の一覧はそのまま残す。

間瀬委員　そうですね。ちょっと見ていただいて、引っかかるところがなければ大丈夫かと。

太田委員　この会員数の米印以下は､全部削除すべきではないかと思うんですけど。

倉持委員　じゃあ、団体名だけ載せる。

太田委員　それでいいと思います。そうなると、団体名だけのリストができるわけですね。

間瀬委員　はい。

倉持委員　だったら、横にしなくても、バーッとあればいいわけですよね。図書館協議会とか、翻訳グループとかいう、リストがバーッとあれば。

太田委員　で、あとは黄色い部分を削除して、本文のところで個人や団体が特定されるようなものがあったら、特定されないように改める。

間瀬委員　そうですね。

柳田議長　わかりました。じゃあ、これについては私のほうで。

太田委員　ありがとうございます。

柳田議長　私のほうでやります。この参考資料については、ヒアリングのところに

ついては、よろしくお願いします。アンケート調査に関しては、私がちょっと、もう一度。

間瀬委員　あと追加です。おそらく迷うところがあるんですが、割と昨年、何々をしました、事業をしましたとかで、その文章から団体が割り出せる可能性もあるところもあるんですね。そういったところには、直接団体に確認をとるべきだと思うんですね。載せてもいいということであれば載せるべきだし、外してくださいというところは外すという。ということを、確認したほうがいいんじゃないかと思うんですけど。どうですか。

例えば４５ページの、上から２行目とか。こういうのとかは、わかってしまうかなと。

倉持委員　例えばですけど、今から確認するの、すごく大変なことなので、「都の事業で奉仕の役をいただいて」みたいな感じで、固有名詞をちょっと消させてもらう。都の事業ぐらいは残っていても特定されないと思うんですけれど。だめですか。

太田委員　というか、アンケートを実施したときに、その結果がこういう形で、匿名であれ公表されるということを言っていなかったのであれば、そのまま載せるわけにはいかないと思うので、もう一度許可を得る必要があると思うんですが、今からだと多分時間的におそらく間に合わない。

倉持委員　これ自体を載せない。

太田委員　アンケートをやったということだけを載せる。で、対象になった団体のリストだけを載せる。あと質問紙を資料として載せるぐらいしか、できないと。ヒアリングは、このまま載せちゃって構わないと思うんですけど。

倉持委員　確かに。

間瀬委員　アンケートを送ったときに、何か文面に載せたかチェックをして、掲載可能というようなニュアンスが入っていれば、団体名を消し、特定化を防ぐ。非常に慎重にするべきだったら、それは確認、個別の団体に、１つ、２つはあるかもしれないので確認したほうがいいかなと思います。

で、もしアンケートに一切載せる、載せないということに関して触れていなければ、掲載してはいけないでしょうね。普通に考えて。

事務局　アンケートをお願いしたときの鏡文には、「なお、調査結果については統計的に処理し、市の施策、事業の推進の目的以外は一切使用いたしません」と。

太田委員　という書き方であれば、掲載はできないと。

倉持委員　うん。できないですね。原文載せるって書いていないですから。

太田委員　じゃあ、この部分は諦めると。

倉持委員　かわりに、調査票を載せたらいいんじゃないですか。どういうアンケートをとったかという事実はあるわけなので。

間瀬委員　その団体リストまで挙げる必要があるんですか。その前に。例えば何団体に聞いたとかということで済ませる。

太田委員　そのほうがいいと思います。数字だけにして。

間瀬委員　じゃあ、そうしましょう。

倉持委員　じゃあ、調査の期間とか、調査対象数と、実際の調査票と、回収率みたいな。統計の事実。

太田委員　そうですね。

柳田議長　ありがとうございました。
　では、このような形で進めさせていただきます。
　それでは今後の修正スケジュールについて、確認をしたいと思いますが、事務局からよろしいでしょうか。

事務局　今後でございますが、本日が２８日でございますが、まず議事録が上がってまいりますのが、委託をしている関係で来週の水曜日、４月５日になります。翌週の１０日月曜日までに、皆さんに各担当にお願いしている部分の修正を、時間がないんですが、お願いしたいなと思います。
　ちょっと口頭で言いますが、改めてメールなりでご連絡はさせていただきますが、個別にお願いしているところの確認ですが、資料１の８ページ、田中委員に、ホームページ等の関係の四角の中と、１７ページ、ソーシャルメディアの活用の関係を踏まえて、変更するところ。１８ページ、中野委員が、佐伯委員と太田委員と相談して修正するところ。ここにつきましては、恐縮ですけれども、データはすぐお送りしますが、議事録を確認の上、１０日までにご提出いただきたいと思います。その提出を受けまして、さらに議長にお願いします「おわりに」ですとか、今、話にありました参考資料の修正を行いまして、１１日に最終確認用を送付したいと思います。それで、時間がなくて恐縮ですが、その週の金曜日までに何かあればご連絡いただきたい、その日を締切としたいと思います。大きな修正がありましたらメールで改めて確認しますが、１４日までとさせていただきます。日程については、改めてメールなりでお知らせします。スケジュールは以上でございます。

柳田議長　よろしいでしょうか。以上のようなスケジュールとなっておりますが、委員の皆様にはお手数をお掛けしますが、どうぞよろしくお願いします。

間瀬委員　次回は。

事務局　次回は、４月２５日の火曜日となります。

太田委員　その日は答申を提出するだけですか。

事務局　答申を提出いただいて、各委員から感想をいただき、前回の例で言いますと、１時間程度で終了の予定です。

間瀬委員　２５日に社会教育委員の会の会場で最終答申を見て決裁と言うか確認をできますか。オンライン上でみんなが確認したとしても、改めて一応これで

いいですねというのを議事録上で残した方がいいと思うんですけど、それは可能ですか。できあがっているのは、わかっているんですけど、追認という意味で。

事務局　その場での修正というのは不可能となりますが……。

間瀬委員　それは分かっています。そのつもりでいます。

事務局　それでしたら可能です。

柳田議長　では、４月２５日は、まず答申の確認から入って、そのあと提出と。まだ、少しありますが、資料２の要望書についてです。事務局からお願いします。

事務局　では、資料２をご用意ください。資料確認の際に少し触れさせていただきましたが、３月１５日付けで答申原案第１章についての要望が提出されましたので、見出し名のみご紹介させていただきます。まず、１番。第１章は、行政の立場からのものではなく、市民目線あるいは市民で構成される社会教育委員の会の立場からのものにしてください。２番。「生涯学習推進」と題されていますが、国立市の行政は生涯学習を「推進」などはしていません。次のページ行きまして３番。第１章第１節の生涯学習の「基本的性格」や「目的」は、国立市の実態とも貴会の議論とも大きくズレたものになっています。次のページ行きまして４番。国立市の社会教育の歴史を矮小化しないでください。「経緯と現状」なのですから、国立市内で行われている社会教育の歴史と実態を記述してください。５番。公の議論をもとにして作られてはいない１８期の答申を元にしないでください。４ページ目行きまして、６番。「市」や「国立市」という言葉には市民は含まれないのでしょうか。７番。「我が国」とは、誰の、どこの国のことなのでしょうか。といった内容の要望書をいただいております。

柳田議長　この件につきまして、ご質問はありますか。ないようですので、その他、事務局から何かありますか。

事務局　資料３をご用意いただきたいのですけれど、前回の会議で少しお話しいたしましたが、平成２９年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会の総会の開催通知が届きましたので、ご案内させていただきます。日時が４月２２日土曜日、１時３０分から。場所は、東京工科大学の八王子キャンパスで開催されます。欠席の場合は委任状など必要となりますので、改めてご連絡させていただき、出欠の確認や委任状の提出などをお願いさせていただきます。簡単ですが、以上でございます。

それと引き続き、もう１点ございます。資料４をご用意いただいてよろしいでしょうか。国立市社会教育委員の会の会議規則の配布となっておりますが、次期の社会教育委員の会なんですけれども、今期の答申を受けまして、庁内合意は取れておりませんけれども、市が策定していきます生涯学習計画についてご意見をいただくような社会教育委員の会としていきたいと考えております。市が策定していく素案ですとか原案についてご意見をいただくよう予定しておりますので、会議の開催回数としては、月１回は必要ないのかなと想定しておりまして、年５回前後と見込んでおります。次々期の２３期につきましては、状況に応じまして諮問答申であったりですとか、将来的には

生涯学習計画の評価などの可能性もありますけれども、そういったこともありますので、現在月１回開催している社会教育委員の会の定例会ですが、幅を持たせまして月１回に限らず、随時開催ですとか、回数を限定しない形と、事務局としては考えているところでございます。もしよろしければ、このことについて、ご意見をいただければと考えているところでございます。

間瀬委員　聞いていいでしょうか。全体の話は分かったんですけれど、月１回じゃない期があるということですね。シンプルに言うと。

事務局　現在事務局では、次の期の第２２期については年５回程度……。

太田委員　その場合任期は２年になるのですか。

事務局　任期は２年間になります。

太田委員　その２年間は年５回程度の開催となるわけですか。

事務局　そうですね。２年間で１０回程度になるのかなと考えています。

間瀬委員　それで、すいません。なぜ月１回……。

事務局　補足ですが、今回皆様から答申を受けて、事務局レベルの話ではあるのですけれど、生涯学習計画の策定に着手していきたいと考えております。ですので、庁内の関連部署とのやりとりなど作業があります。一方で、社会教育委員の会の皆様と意見をすり合わせていきたいということがありますので、ある程度の形を見せる、あるいは状況を示す段階まで時間がかかるとうことがありまして、毎月の形で定例会を行っても、まだ進展がないというところがありますので、そういう所を見直していきたいと考えているのが趣旨でございます。

間瀬委員　それは、諮問がない、ないしは諮問がそういった内容になるということですか。

事務局　諮問答申という形よりは、市が作っていくものに対し意見をいただくような、そういう形に変えていくような方向を考えています。来期という部分ではございますが。

柳田議長　よろしいでしょうか。

太田委員　すいません。初めて聞いたので、どのように理解したらいいかすぐには難しいので、これについては次回答申の提出の終わった後に改めてお話をお聞きするということでよろしいでしょうか。

事務局　ご説明が不足している部分がありましたら補足させていただきますが……。

間瀬委員　私は個人的に来期、教育長にこういった諮問を出してほしいと意見書を個人として出そうと思っていたんです。今、言いますけど、文化芸術振興計画を作ることになって、検討委員を作るというのも聞いているのですけれど、社会教育の関わる所だと思っているので、そこに関して関係してくる諮問を

……、結果としてそうなるかは分からないですけれど、そういったことを考えていたんですね。だから、そうなれば、毎月１回とか、従来の諮問答申の関係と考えていたんで、そういうことを頭の中で想定していました。だから、今、こういうことを聞いて、僕が諮問の内容を決めることはもちろんできないんですけれど、もうそう決まってるのかなと思って、来期の流れが。何も言えないかなって状況です。

事務局　言ったことの繰り返しになりますけれど、今回、答申を受けまして、市として生涯学習計画を作っていくことが、一番だと事務局としては考えています。作っていくにあたって、市の検討会議で素案を半月とか１カ月で作れるものではありませんので、毎月、社会教育委員の会を開催してもっていうことがございますので、それまでの間は、経過報告などもはさませていただきますけれど、間が空く中で、計算しますと年５回位なのかなと。という中で、諮問答申の形ではなくと考えているところでございます。

太田委員　ちょっと気になるのは、社会教育委員の会というのは、市民の代表が１０名集まって、毎月１回会合をもって、その時々でテーマは違いますけれど、意見交換をする貴重な場で、毎回傍聴に来られる方もいらっしゃって、そういう形でずっと継続してきた会だと思うのですが、それをですね、生涯学習推進計画を立てる期だけ、会そのものの性質を変えてしまうような規則改正というのは、私はもう少し慎重になるべきなのかなという気がいたします。

間瀬委員　私は諮問でなくても、そういったことを話せれば、私は社会教育委員の会と公運審の違いは勉強してなのですが、公運審であれば、諮問答申の前の時期というのもあるんですね。諮問を出される前の時期は、公民館の運営について自由に議題を出して話すといった時間を持つわけですね。社会教育委員の会もそういったことができるのであれば、諮問としては出てこないかもしれないですけれど、生涯学習計画の話になるのであれば、私個人としては文化芸術振興計画の動向に関して社会教育委員の会の立場として話ができたらなと思っていたので、そういうことができるのであれば、月１回で話題でできたらなと思ったんですけれど。社会教育委員の会でそういったことができないのであれば何も言えないのですけれど。そういったことも考えられるので、できないのかなと。意見です。

倉持委員　私は年５回の根拠というのが良くわからないと思ったのと、社会教育委員の、もちろん事務局の業務量と、というのは重々理解したいと思うのですけれども、社会教育委員に求められる役割といのがきちんとあるはずで、諮問に対する答申だけではないというのがうたわれていると思いますから、もう一度副議長のおっしゃるように、次回検討するということに賛成したいなと思うのですけれど。

太田委員　例えば、可能性としては、計画への応答というのが年５回程度で間に合うのであれば、今までのペースで開催すると、あと７回分集まる機会があるわけですから、それを例えば委員の中から提案のあった、例えば文化芸術振興計画についての意見交換をするとか、別の議題で進行するというのも十分に考えられるので、この規則を見ると第５条に分科会を置くことができるともされているので、そういった形で委員の中で役割分担しながら、活動を進めるという形もあるのかなという気がします。

柳田議長　その他の委員の方は、意見はありますか。
今、いろいろな意見が出ましたので、一旦事務局の方でお持ち帰りいただいて、必要があるのであれば、次回答申提出後に再度意見交換のできるような場を設けていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
そうしますと、本日の議題はすべて終了しましたので、次回の日程を事務局お願いします。

事務局　次回でございますが、４月２５日火曜日の午後７時から、場所は本日と同じ第３会議室で開催したいと思います。よろしくお願いします。

柳田議長　そうしますと次回は、まず答申確認、そして答申提出、その後社会教育委員の会についてあれば、ということで進めていきたいと思います。４月２５日火曜日、１９時から、最終回ということになります。宿題もたくさんありますが、よろしくお願いします。長時間にわたり、ありがとうございました。

—— 了 ——